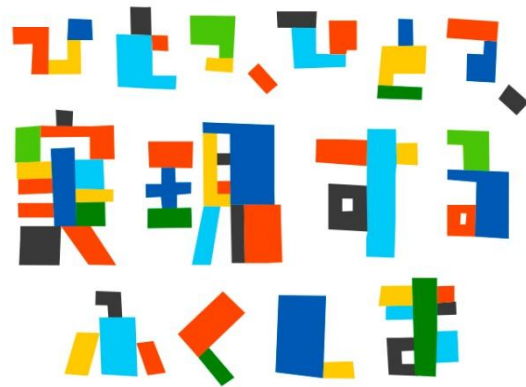


子育て支援に関する施策の 年 次 報 告

（ 令和 7 年度分 ）



令和 8 年 9 月

福 島 県

目次

第1章 本県のこどもと家庭を取り巻く環境	1
1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状	1
(1) 少子化の動向	1
① 出生数と合計特殊出生率の推移	1
(2) 婚姻の状況	4
① 未婚率の推移	4
② 平均初婚年齢の推移	4
(3) 結婚をめぐる意識.....	5
① 結婚に対する考え	5
② 現在独身でいる理由.....	5
(4) 子育て家庭を取り巻く状況.....	6
① 子育てと仕事の両立	6
② 育児休業の取得状況	6
③ 待機児童の状況	7
(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況	8
① 児童虐待対応状況	8
② 社会的養育の状況	8
③ ひとり親世帯の状況.....	9
(6) まとめ	10
2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画	11
(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画	11
(2) 条例に基づく基本計画の概要	13
3 基本計画の指標	14
(1) 「こどもまんなか指標」と「子育て・子育て指標」	14
(2) 少子化・人口減少対策と指標.....	15
4 福島県こどもまんなかプラン令和7年度総括	16
第2章 子育て支援に関する施策の実施状況.....	23

＜基本的施策Ⅰ＞こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策	23
1 こども・若者の権利保障の推進	24
2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	24
3 こどもまんなかまちづくり	26
4 こども・若者が活躍できる機会づくり	27
5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	28
6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	29
7 こどもの貧困対策	30
8 援助を必要とするこどもや家庭への支援	31
9 犯罪などの危険からこどもを守る取組	34
＜基本的施策Ⅰに係る指標一覧①＞	35
＜基本的施策Ⅰに係る指標一覧②＞	36
＜基本的施策Ⅱ＞こどもの育ちに応じた施策	37
1 こどもの誕生前から幼児期まで	38
2 学童期・思春期	39
3 青年期	43
＜基本的施策Ⅱに係る指標一覧①＞	46
＜基本的施策Ⅱに係る指標一覧②＞	47
＜基本的施策Ⅲ＞家族をまるごと応援するための施策	48
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	49
2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	49
3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進	50

4 ひとり親家庭への支援	51
< 基本的施策Ⅲに係る指標一覧 >	52
< 基本的施策Ⅳ > 東日本大震災からの復興	53
1 震災からの復興に向けた取組の支援	54
2 こどもの安心を支えるための取組の推進	55
< 基本的施策Ⅳに係る指標一覧 >	56
参考	57
・令和7年度子育て支援推進関連予算 ・「子育てしやすい福島県づくり条例」 ・「福島県子どもを虐待から守る条例」	

第1章 本県のこどもと家庭を取り巻く環境

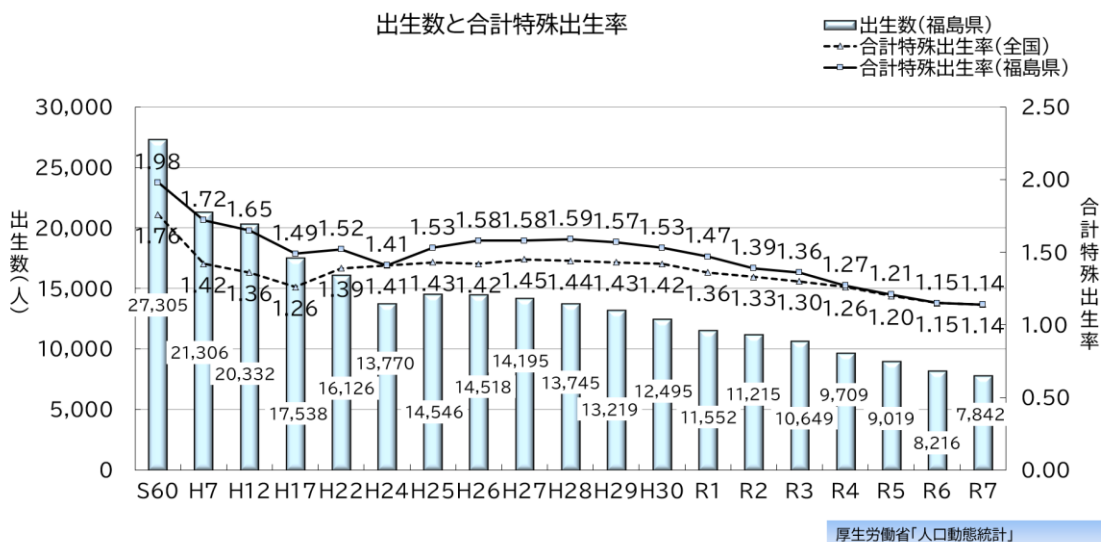
1 少子化や結婚・出産・子育てをめぐる現状

(1) 少子化の動向

① 出生数と合計特殊出生率の推移

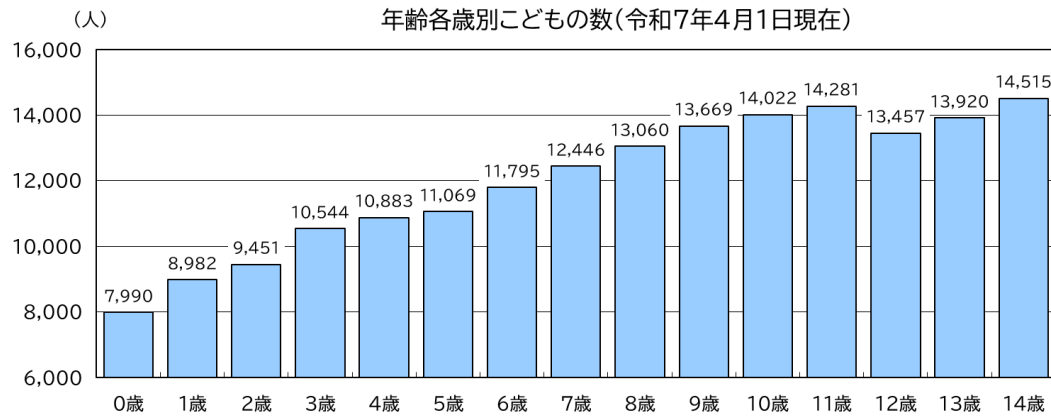
本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブームとなった昭和24年の約7万3千人をピークに一旦は激減し、第2次ベビーブームの昭和48年、49年頃に3万2千人台まで回復したが、その後は減り続け、平成14年には2万人を割り込み、平成24年には東日本大震災の影響により1万4千人を下回るまでに減少した。直近の統計では、令和7年の出生数(概数)は前年から374人減少している。

また、本県の合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む平均子ども数に相当)は、人口置換水準(長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準)が概ね 2.07 とされている中で、昭和の終わり頃には 2.0 に近い数字であったものが年々減少しており、震災後の平成24年には一時的に全国と同数値の 1.41 まで減少した。平成25年には震災前の水準を回復し、以降は全国よりも高い傾向にあったが、令和4年以降は全国と同程度に推移し、前年同様に、令和7年も全国と同じ値となった。



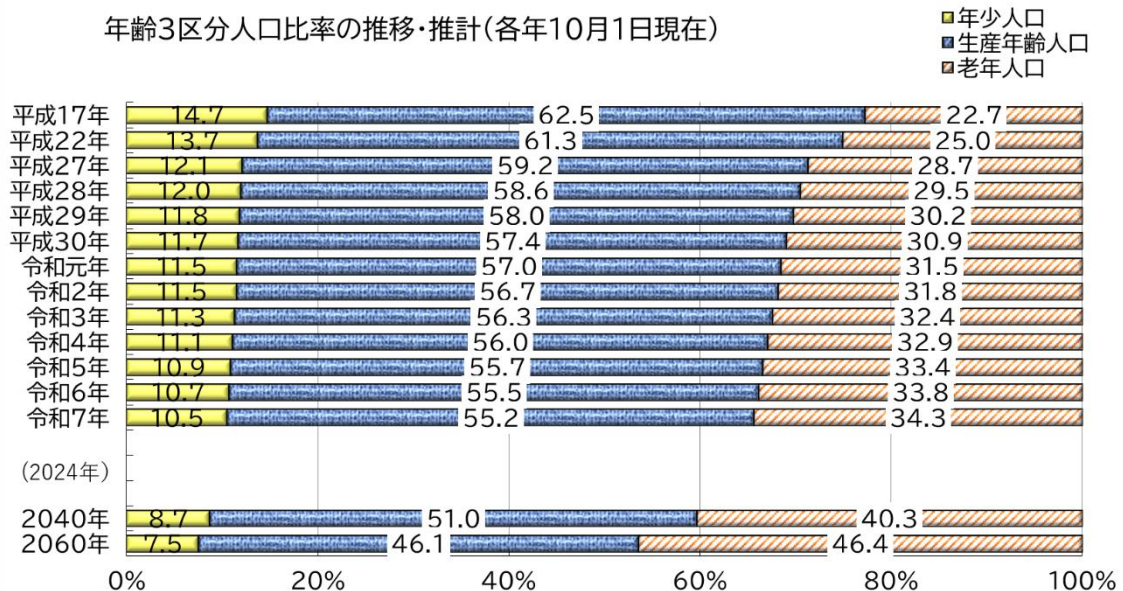
また、令和7年4月1日現在における本県のこどもの数(15歳未満人口)は180,084人で、前年より6,424人減少(減少率3.4%)となった。年齢階級別にみると次のとおり。

- 5歳以下(未就学の乳幼児) : 58,919人(3,680人減少 減少率5.9%)
- 6～11歳(小学生の年代) : 79,273人(1,686人減少 減少率2.1%)
- 12～14歳以下(中学生の年代) : 41,892人(1,058人減少 減少率2.5%)



県統計課「福島県の推計人口」(令和7年4月1日現在)より作成

こどもの数の減少に伴い、本県の総人口に占める年少人口の割合は年々低下しており、令和7年10月1日現在で 10.5%。一方で老年人口の割合は年々増加し、34.3%となっている。

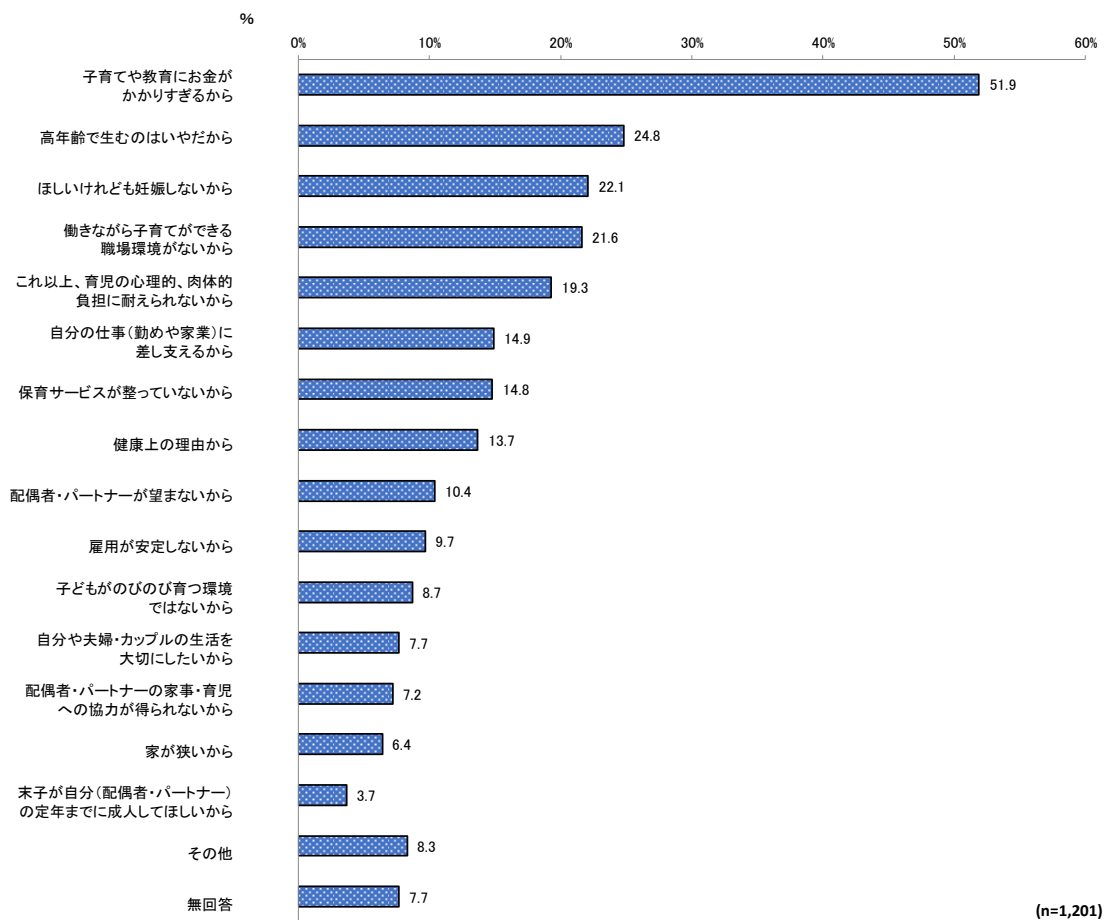


令和7年まで…総務省「国勢調査」、県統計課「福島県の推計人口」
2040年から…「福島県人口ビジョン」における人口試算

こども未来局が令和6年度に実施した「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、既婚の県民が理想とするこどもの人数は平均 2.40 人であるのに対し、実際に予定する人数は平均 2.09 人となっており、理想と現実との間に 0.31 人のギャップが生じている。

また、こどもを持ちたくない、または持つ予定のこどもの数が理想的なこどもの数よりも少ない理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も高く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「ほしいけれども妊娠しないから」、「働きながら子育てができる職場環境がないから」などが続いており、様々な要因がこどもを持つことの妨げとなっている。

こどもを持ちたくない、または理想的なこどもの数を持たない・持てない理由



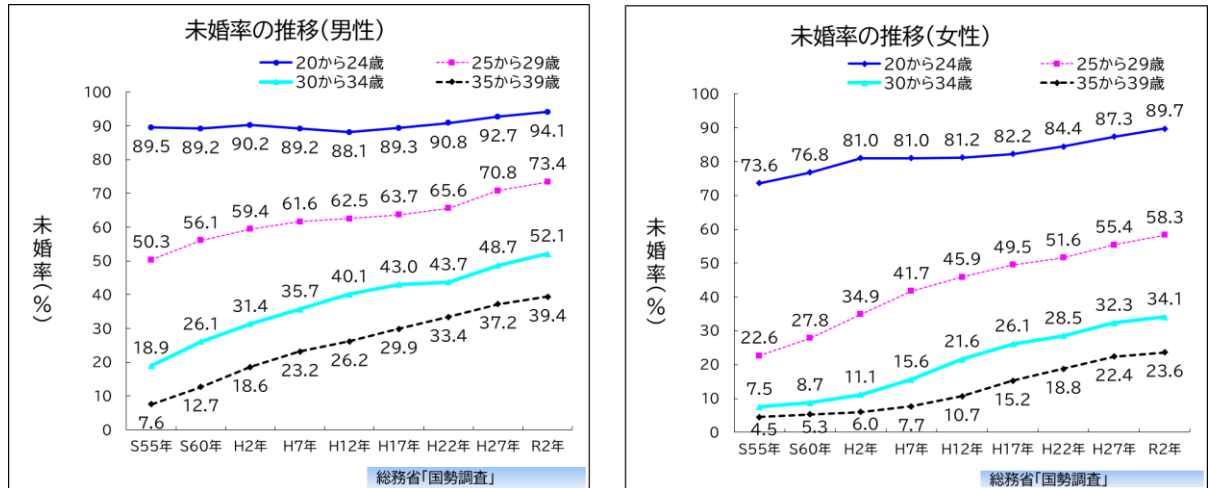
県こども・青少年政策課「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」(令和6年)

(2) 婚姻の状況

① 未婚率の推移

本県の未婚率は、20歳代が男女共に全国平均よりは低いが、全体的には上昇傾向にあり、特に近年における上昇が顕著である。

本県の未婚率(令和2年国勢調査)



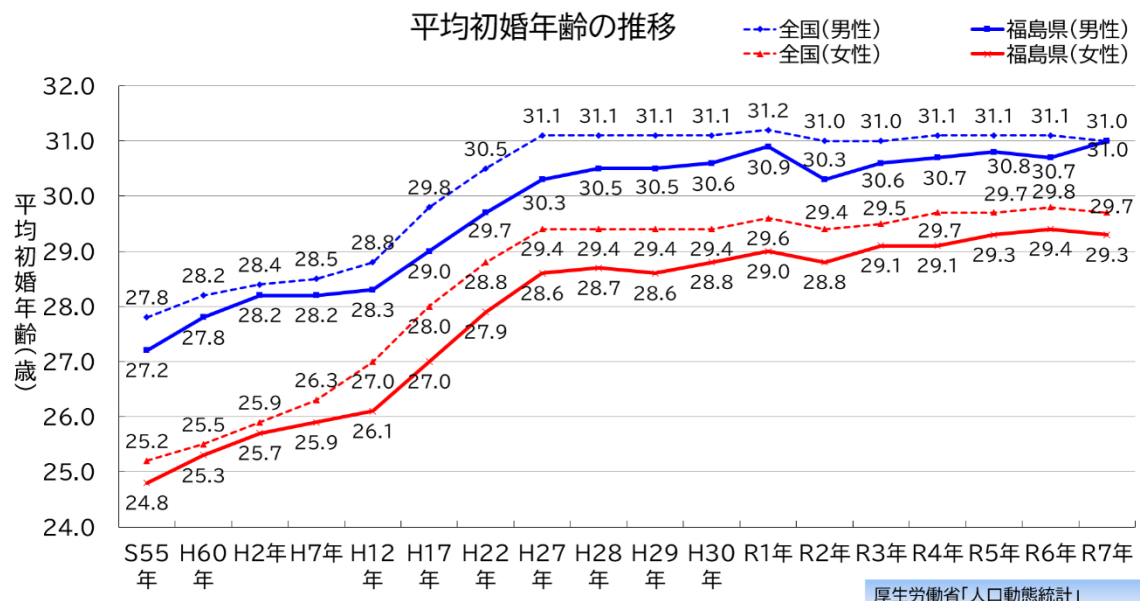
未婚率推移(福島県と全国の比較)

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年	昭和55年	令和2年
男性	福島県	89.5	94.1	50.3	73.4	18.9	52.1	7.6	39.4
	全国	91.5	95.7	55.1	76.4	21.5	51.8	8.5	38.5
女性	福島県	73.6	89.7	22.6	58.3	7.5	34.1	4.5	23.6
	全国	77.7	93.0	24.0	65.8	9.1	38.5	5.5	26.2

※R2年及びH27年は配偶関係不詳補完結果に基づく。

② 平均初婚年齢の推移

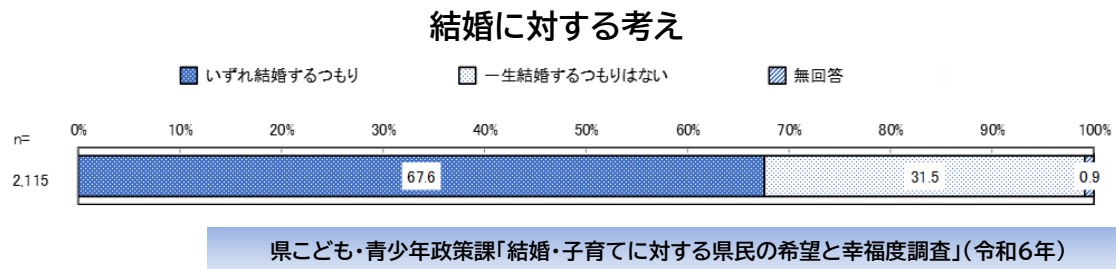
本県の平均初婚年齢は、令和7年で男性は31.0歳(全国31.0歳)、女性は29.3歳(全国29.7歳)で、男性は全国37位、女性は全国18位となっており、依然として高めに推移している。



(3) 結婚をめぐる意識

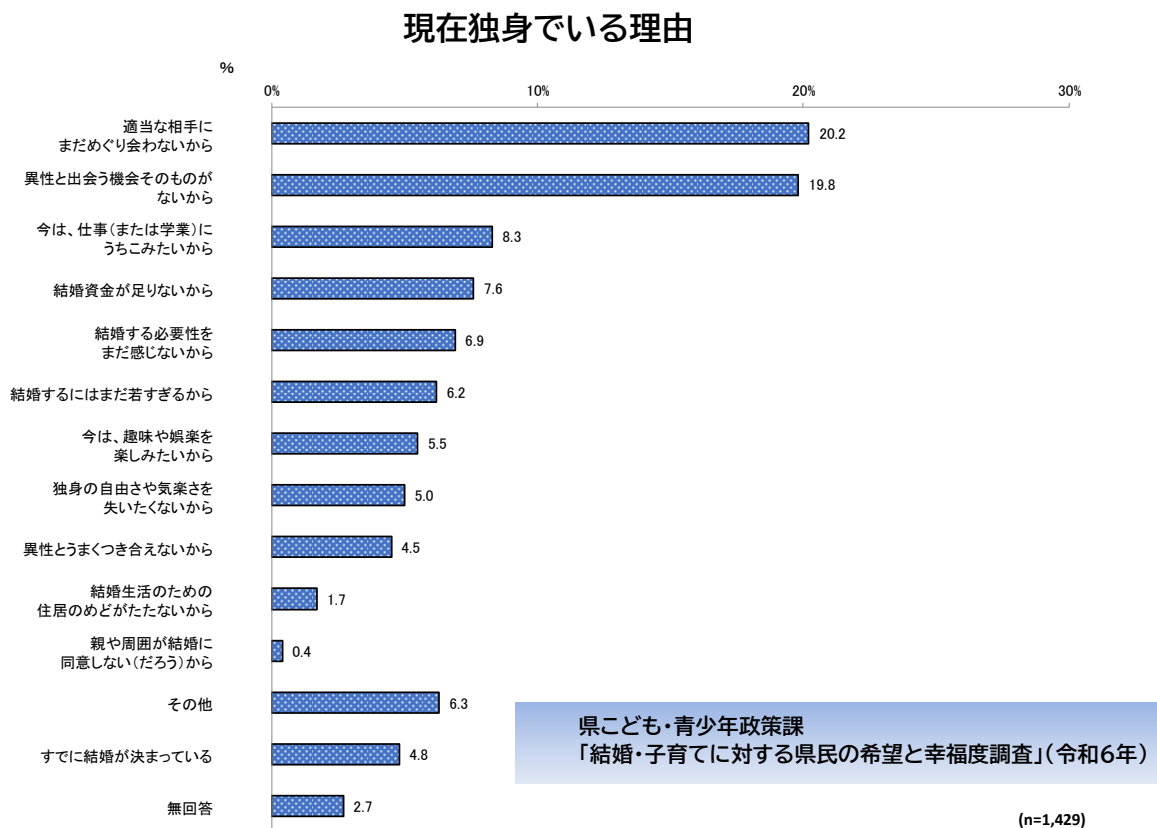
① 結婚に対する考え

「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、未婚者の(独身者の)結婚に対する考えは、「いずれするつもり」が 67.6%、「一生結婚するつもりはない」は 31.5%となり、7割弱の未婚者が結婚を望んでいる。



② 現在独身でいる理由

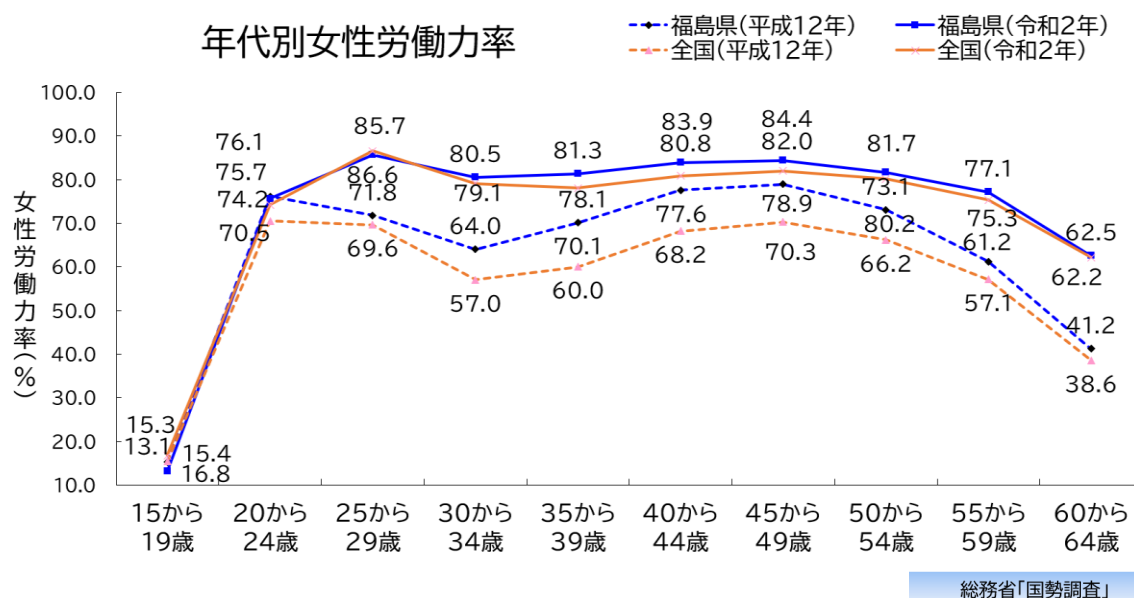
「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によると、結婚を希望している未婚者が現在独身でいる理由については、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が 20.2%、「異性と出会う機会そのものがないから」が 19.8%と、結婚相手に出会える機会が少ないことを理由とする回答が4割を占めた。



(4) 子育て家庭を取り巻く状況

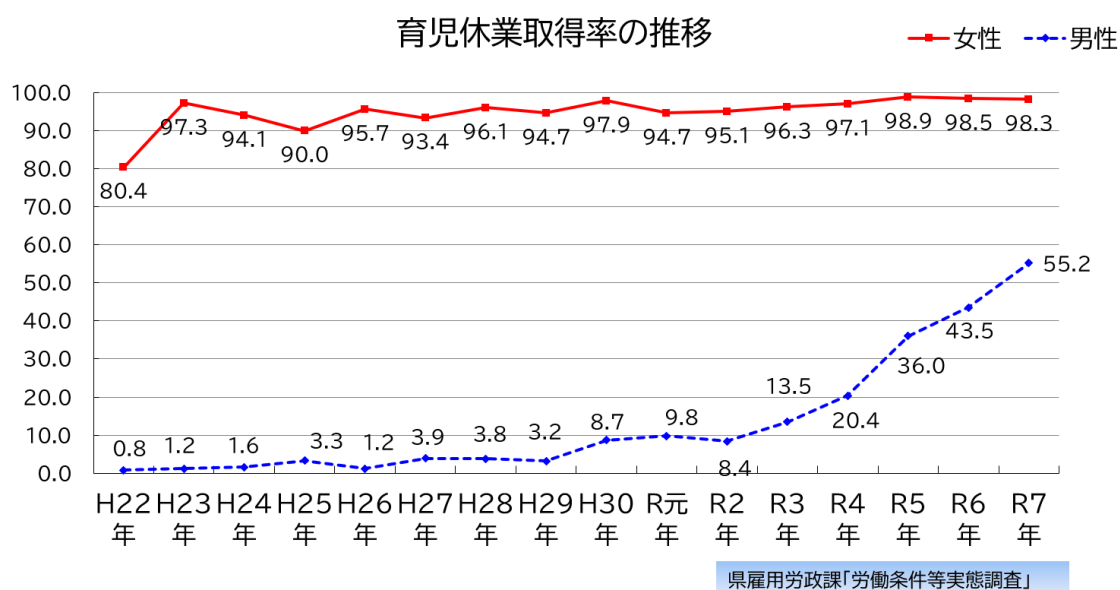
① 子育てと仕事の両立

女性の労働力率(15歳以上人口に占める就業者数及び完全失業者数の割合)を年齢別に見ると、30歳代の労働力率が低い「M字型」の傾向にあり、年々谷は上昇しているものの、現在も結婚・出産を機にいったん仕事を離れ、子育てが一段落した後には再就職するという動きが見て取れる。



② 育児休業の取得状況

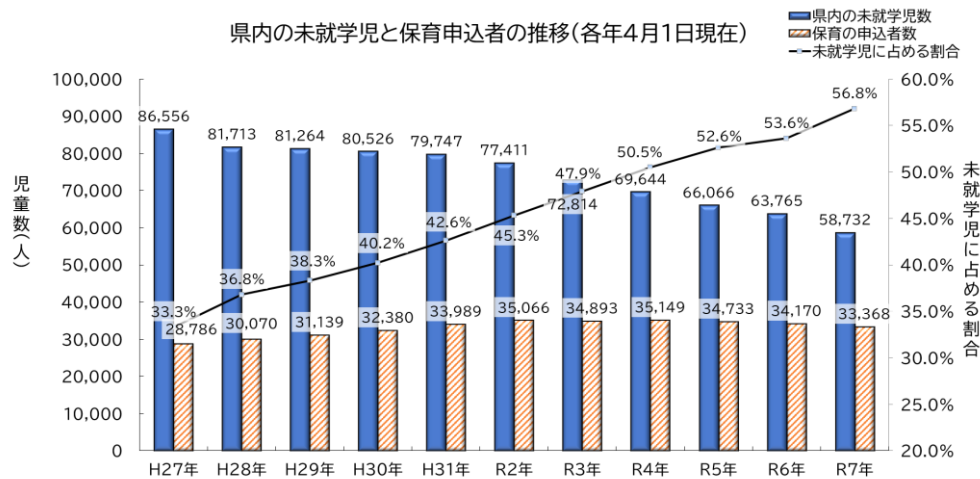
県内の常用労働者30人以上の民営企業における育児休業取得率は、令和7年においては女性が98.3%(平均取得日数292.5日)、男性が55.2%(平均取得日数41.0日)となっている。



③ 待機児童の状況

少子化の進行により、未就学児全体数は年々減少しているものの、女性の就労等により保育申込者数は年々増加している。

保育の需要増に対し、保育所や認定こども園の整備等により定員数を増やしており、申込者数に対する待機児童の割合は令和元年度で0.8%あったが、令和7年度は0.01%となっており、待機児童の完全な解消には至らないものの徐々に減少している。



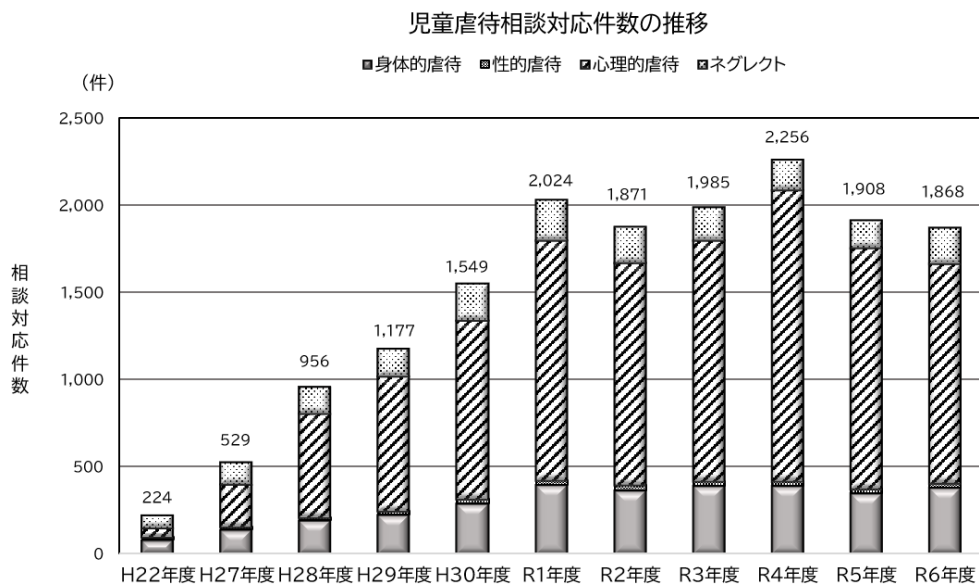
県子育て支援課「保育所入所待機児童数調、厚生労働省報告」

(5) 支援を必要とする子どもや家庭の状況

① 児童虐待対応状況

県内の児童虐待に関する相談状況は、令和4年度に過去最多を更新し、市町村や学校、警察等の関係機関との連携や、相談体制の強化が引き続き求められている。

その理由としては、児童虐待についての社会的認知度が向上したことにより、市町村、学校、近隣住民、家族等からの児童虐待についての相談・通告が増加したこと、平成28年頃から児童の同居する家庭においてドメスティック・バイオレンス(DV)を行うことによる児童への心理的虐待について警察等による通告・相談が増加したことが挙げられる。

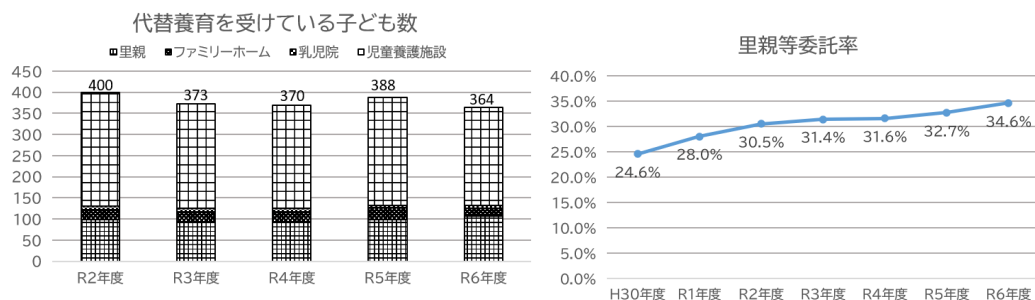


県児童家庭課調べ

② 社会的養育の状況

家庭での養育が困難で、代替養育を受けている子どもの数は横ばいの状況にある。

家庭に近い環境で養育するため、里親やファミリーホームへの委託を推進しており、本県における里親等委託率(児童養護施設、乳児院、里親、ファミリーホーム入所児童の内、里親及びファミリーホーム入所児童の割合)は年々増加しており、令和6年度末時点で 34.6%(実績値)となっている。



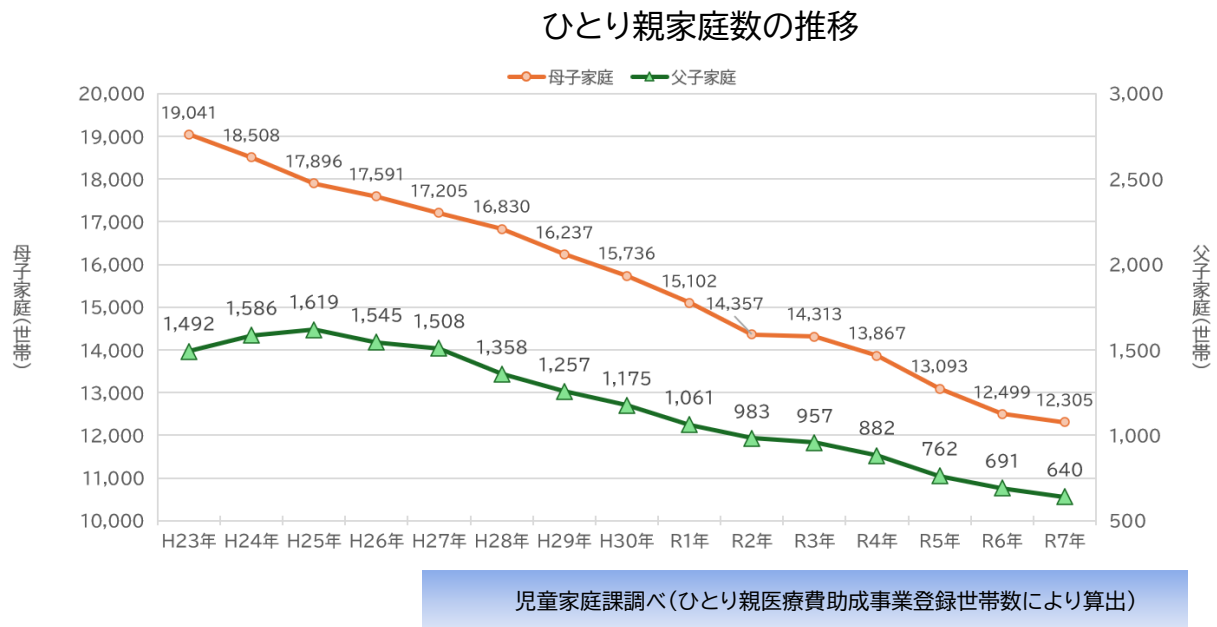
県児童家庭課調べ

県児童家庭課調べ

③ ひとり親世帯の状況

県内のひとり親家庭数は、平成 23 年の 20,533 世帯をピークにその後減少傾向にある。

母子家庭の世帯数は、平成 23 年の 19,041 世帯をピークに、平成 24 年以降は減少傾向にあります。父子家庭の世帯数は、平成 25 年の 1,619 世帯をピークに減少傾向にある。



※18 歳以下(18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで)の子どもを監護している配偶者のない父親または母親の世帯を対象。

(6) まとめ

合計特殊出生率は全国的に低下傾向にあり、令和7年概数の全国値は前年の 1.15 から 0.01 減少して 1.14 となった。本県も前年の 1.15 から 0.01 減少して 1.14 となり、昨年同様に全国と同じ値となった。また、出生数の令和7年概数は 7,842 人と、前年の 8,216 人から 374 人減少しており、依然として少子化に歯止めがかかっていない。

結婚については、令和6年度にこども未来局が実施した「結婚・子育てに対する県民の希望と幸福度調査」によれば、未婚者の約7割が結婚を希望している一方、独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり会わないから」や「異性と出会う機会そのものがないから」をあげる回答が多く、結婚の希望を実現できない要因として出会いの機会の不足が大きいことがわかった。

妊娠・出産や子育てについては、結婚後の夫婦が理想とする人数のこどもを持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多く、その他にも「ほしいけれども妊娠しないから」や「働きながら子育てができる職場環境がないから」など、経済的な負担をはじめとする多様な要因により、こどもを持つことが妨げられていることがわかった。

このように、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることから、若い世代や子育て当事者を支える施策を、多様な分野で総合的に進めていく必要がある。

そこで、少子化対策の基本は「若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていくこと」であることを踏まえつつ、結婚を希望する方が結婚できる環境づくり、医療費・保育料・教育費等の経済的負担の軽減、就労支援、地域ぐるみの子育て支援活動の推進、男女がともに子育てに関わっている社会づくり等、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進する。

さらに、家庭環境や障がいの有無等にかかわらず、すべてのこどもが健やかに育つことができるよう、こどもの貧困や児童虐待等といった社会問題に対応し、またひとり親家庭や貧困家庭のこどもの未来が妨げられないように支援する。

このような施策をとおして、若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、子育て当事者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、安心してこどもを生み育てられる環境の整備を進めていく。

2 これまでの子育て支援に関する取組と現行計画

(1) これまでの子育て支援に関する取組と計画

「子どもは、いつの時代においても、『社会の宝』であり、『未来への希望』です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いです。」

これは、平成22年12月議会定例会において、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築いていくという趣旨で、全会一致で制定された「子育てしやすい福島県づくり条例」の前文の一部である。

県では、この条例の制定を踏まえ、平成23年度から子育て支援担当理事を設置するとともに、施策を部局横断的に推進することとした。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、放射性物質による健康への不安など、福島県の子どもを取り巻く環境が大きく変化し、同年8月には、知事を本部長とした「福島県子育て支援推進本部」を新たに設置し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに県を挙げて積極的に取り組むこととした。平成24年度に、震災を踏まえた県総合計画の全面的な見直しに伴い、平成25年3月、平成22年3月に策定した「うつくしま子ども夢プラン(後期行動計画)」の一部を改訂した。

さらに、「子育てしやすい福島県づくり条例」についても、東日本大震災により生じた課題を踏まえ、平成25年9月議会定例会を経て一部改正された。

平成27年4月には、少子化の進行や東日本大震災による影響など子育て環境の変化を踏まえ、本県の未来を担う子どもや青少年の育成を総合的かつ一体的に推進するため、組織再編により保健福祉部内にこども未来局を設置した。

「ふくしま新生子ども夢プラン」(平成27年度～令和元年度)は、平成26年4月の次世代育成支援対策推進法の10年間延長等を踏まえて、平成27年3月に策定したものであり、「子どもと家庭にやさしい社会づくり」を目標に掲げ、取組を推進してきた。

また、平成28年3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行を受け、同プランの一部改訂を行った。

令和2年2月議会定例会において、「福島県子どもを虐待から守る条例」を制定し、その前文に「将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。」ことを掲げるなど、社会全体で虐待の防止に取り組んでいくこととした。

令和2年3月には、子育て等に関する施策を再構築するとともに、これまで個別計画として策定していた「福島県ひとり親家庭等自立支援計画」の次期計画を本計画に統合した上で、「ふくしま新生子ども夢プラン」(令和2年度～令和6年度)を策定した。

令和4年3月に、本県の総合計画である「福島県総合計画」(令和4年度～令和12年度)及び保健福祉部の部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」(令和4年度～令和12年度)の策定による見直し、及び同プランと「ふくしま青少年育成プラン」との統合に伴って内容を一部改訂した。

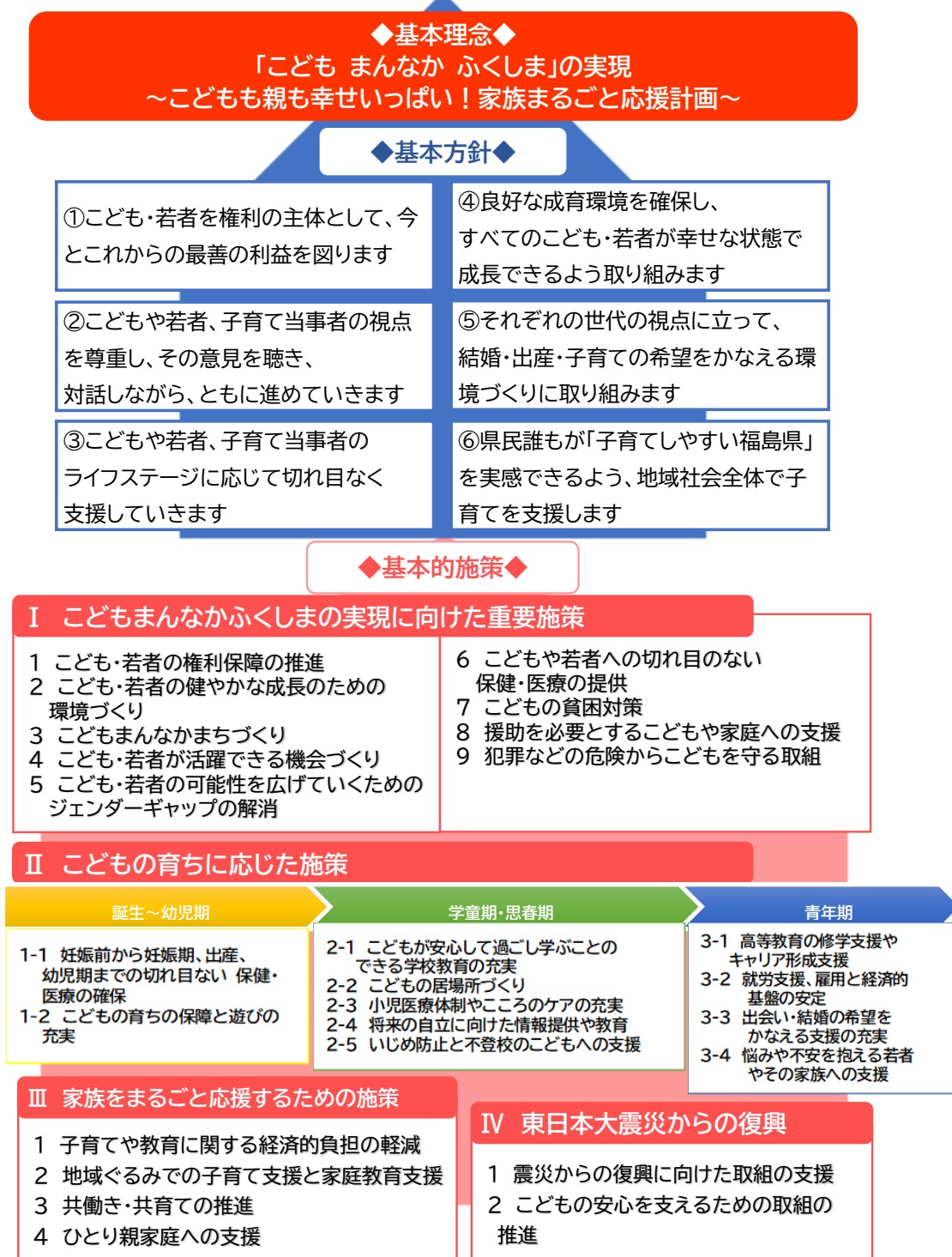
令和7年3月には、「ふくしま新生子ども夢プラン」の性格を引き継ぎつつ、本県における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策を総合的に進めていくため、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」に基づく都道府県こども計画として新たに位置付けられた「福島県こどもまんなかプラン」(令和7年度～令和11年度)を策定した。

(2) 条例に基づく基本計画の概要

「子育てしやすい福島県づくり条例」第9条において、子育て支援に係る基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を定めることとされており、「福島県こどもまんなかプラン」(令和7年度～令和11年度)を基本計画として策定した。

本計画の基本構造・構成等は下記のとおり体系化されている。

福島県こどもまんなかプラン(令和7年度～令和11年度) の基本理念や施策等の体系図



3 基本計画の指標

(1) 「こどもまんなか指標」と「子育て・子育て指標」

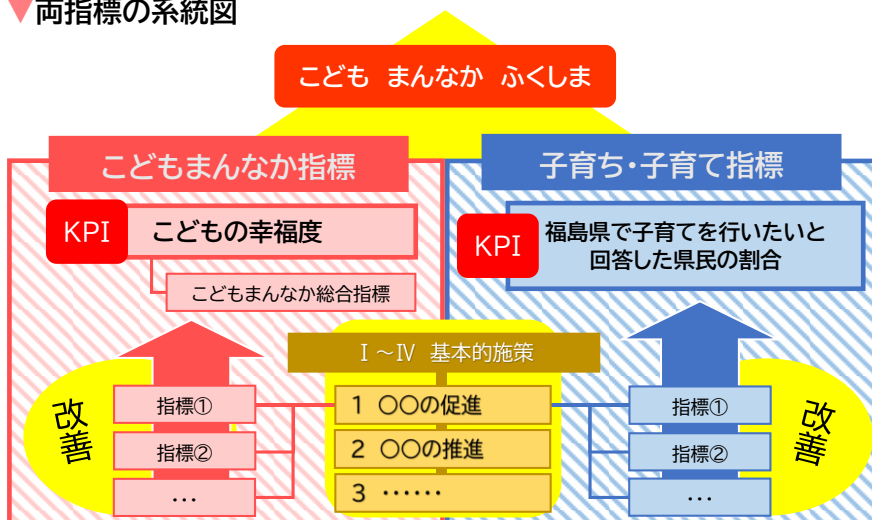
福島県が基本理念に掲げる「こどもまんなか」にどれだけ近づけているか客観的に把握し、また本計画の成果を測定して基本理念の達成を目的とした施策の改善へとつなげていくため、本計画では2つの系統の指標を設定する。

ひとつは、こどもまんなかアンケートを基に、こどもの視点から本計画の施策を評価してもらった結果を表した「こどもまんなか指標」で、「こどもの幸福度」を KPI(重要業績評価指標)とする。また、こどもの幸福度との相関関係が強い指標は「こどもまんなか総合指標」として特に動向を注視する。

もうひとつは、各種調査・統計等を基に、こどもの成長と子育てを支える環境、そしてその整備の進捗状況等を把握するために設定する「子育て・子育て指標」で、総合計画の政策指標でもある「福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合」を KPI とし、当該指標の改善を通して「子育てしやすい福島県」をつくっていく。

両指標は関連する基本的施策の中項目毎に設定され、各施策により関連指標の改善を進めていき、その総合的な成果として KPI を向上させていくことで、こどもまんなかの実現を目指す。また、各指標はこども施策の企画・立案や点検・評価に際しての合理的根拠(エビデンス)となるデータとして活用することで、本県のこども施策における EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進していく。

▼両指標の系統図



(2) 少子化・人口減少対策と指標

人口減少は、就業者の減少による人手不足や、消費者減少による消費市場の縮小などによる地域経済の活力低下を招き、また医療・介護といった社会保障など様々な分野で従来の水準維持が困難になるおそれがあるなど、地域社会の存続や維持にとって深刻な問題であり、全力をあげて対策に取り組まなければならない。

なかでも少子化は、地域の伝統的な文化や祭りなどの担い手とこれを受け継ぐ若者がいなくなることで、地域コミュニティが衰退し、町内会や自治会、消防団などの共助機能の維持も困難となるおそれがある。特に、地域の文化の継承に大きな役割を有している小中学校が、こどもの減少により維持することが困難になれば、地域コミュニティの維持もより困難さを増す。

本県の少子化(出生数の減少)は若年層、特に若年女性が進学時や就職時に首都圏へ流出することも大きな要因となっており、出会い、結婚、出産、子育て等のライフステージに応じた支援はもちろんのこと、女性・若者にとっての魅力を高めながら、雇用の創出、移住・定住の促進等にも取り組む必要がある。

ただし、少子化対策の基本は「結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくもの」であることを前提に、「若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくこと」であり、こども・若者や子育て世代をまんやかに置き、その幸福を追求することで少子化・人口減少の流れを変えていくことを目指す。

また、少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況、健康上の理由など、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていることが指摘されていることから、少子化による人口減少には本計画の施策を総合的に進めることで対策するものとし、基本的施策とは独立して「少子化・人口減少指標」を設定した。

4 福島県こどもまんなかプラン令和7年度総括

「福島県こどもまんなかプラン(令和7年度～令和11年度)」に基づき、すべてのこども・若者が、将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなかふくしま」の実現に向けて、各施策に取り組んだ。

2つの系統の指標の実績及び今後の課題等については次のとおりである。

▼両系統の KPI(重要業績評価指標)とこどもまんなか総合指標

◆こどもまんなか総合指標

指標名	現況値	実績値			
KPI こどもの幸福度	R6 小・中・高平均 7.44 /10点	R7 小・中・高平均 7.56 /10点	↑ (上昇)	高2 7.07 中2 7.45 小6 8.17	↑ ↓ ↑
《家族からの愛情》 家族から愛されており、家では居心地よく安心して過ごしている	R6 小・中・高平均 4.46 /5点	R7 小・中・高平均 4.48 /5点	↑ (上昇)	高2 4.37 中2 4.44 小6 4.62	→ ↓ ↑
《意思の尊重》 家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつかってくれる	R6 小・中・高平均 4.36 /5点	R7 小・中・高平均 4.37 /5点	↑ (上昇)	高2 4.28 中2 4.34 小6 4.49	↓ ↓ ↑
《学校生活の充実》 通っている学校や学校生活が好き	R6 小・中・高平均 4.03 /5点	R7 小・中・高平均 4.15 /5点	↑ (上昇)	高2 3.98 中2 4.15 小6 4.31	↑ ↑ ↑
《将来への希望》 将来に明るい希望をもっている	R6 小・中・高平均 3.64 /5点	R7 小・中・高平均 3.73 /5点	↑ (上昇)	高2 3.54 中2 3.65 小6 3.98	↑ ↑ ↑
《心身の健康》 自分は心も体も健康であると思う	R6 小・中・高平均 4.00 /5点	R7 小・中・高平均 4.14 /5点	↑ (上昇)	高2 4.02 中2 4.12 小6 4.28	↑ ↑ ↑
《自己肯定感》 今の自分が好きだ	R6 小・中・高平均 3.58 /5点	R7 小・中・高平均 3.62 /5点	↑ (上昇)	高2 3.48 中2 3.59 小6 3.80	↑ ↓ ↑
《孤立・孤独感》 ひとりぼっちだ、孤独だと感じることもある	R6 小・中・高平均 2.09 /5点	R7 小・中・高平均 1.99 /5点	↓ (改善)	高2 2.09 中2 2.08 小6 1.81	↓ → ↓

※「こどもの幸福度」は「10点＝とても幸せ～0点＝とても不幸」、その他は「5点＝そう思う～1点＝まったくそう思わない」で採点。

<こどもまんなかアンケート調査概要>

令和7年6月16日～令和7年7月4日にウェブ上に設けた回答フォームで、県内の小学6年生・中学2年生・高校2年生全員を対象に実施。

すべての学年から4,000～5,000件程度、合計12,947件の回答を得た。

<結果の分析>

令和7年度のこどもの幸福度(福島県こどもまんなかプランのKPI)は前年度の7.44点よりも0.12点上昇し、7.56点となった。

前年度と比較して、こどもの幸福度と関連する項目(学校生活の充実感、孤立・孤独感、自己肯定感等)に係る数値が改善したことが主な要因と考えられる。

子育て・子育て指標

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	実績値	目標値
KPI 福島県で子育てを行いたいと回答した県民の割合(意識調査)	R6 58.4 %	R7 59.5 % ↑ (改善)	R11 81.9 %

<結果の分析>

前年度から 1.1 ポイント上昇したが、令和 2 年度の 67.1%をピークに長期的な減少傾向が続いている。

コロナ禍に伴う出会いの機会の減少や生活への不安などが結婚・子育てへの意欲低下を招き、令和6年度には 58.4%まで落ち込んでいたが、令和7年度においてようやく減少傾向に歯止めがかかり、反転上昇へと転じた。

保育所待機児童ゼロの継続や男性の育児休業取得率の向上、子ども食堂をはじめとする居場所づくりなど、社会全体で子育てを支える環境整備を多角的に進めている。令和7年度の数値向上は、これらの施策が一定の成果を結びつつある兆しと捉えられる。

依然として、令和 7 年度の目標値(72.7%)には届いていないものの、回復基調を維持しつつ、さらに幅広い世代へ「子育てのしやすさ」を実感してもらう取り組みが今後の課題となる。

<今後の課題>

結婚のサポート事業や不妊治療支援等に関する事業等、出会い、結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい環境づくりに向けた各種事業を実施しているが、婚姻件数や合計特殊出生率は低下しており、指標の改善につなげていない。

結婚や子育てを希望する県民に対して、ニーズを踏まえた事業の構築が必要である。

〈基本的施策Ⅰ〉 こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

こども・若者の権利保障の推進、こども・若者の健やかな成長のための環境づくり、こどもや若者への切れ目のない保健・医療提供のほか、こどもの貧困対策及び援助を必要とするこどもや家庭の支援など9つの基本的施策に取り組み、25指標のうち10指標の目標を達成した。 ※モニタリング指標を除く

◆令和7年度指標実績(施策に関連する主な指標を抜粋)

◆こどもまんなか総合指標

指標名	現況値	実績値				
「こどもの権利条約」を知っているこどもの割合	R6 小・中・高平均	R7 小・中・高平均	 (上昇)	高2	1.70	
	1.47 /5点	1.48 /5点		中2	1.34	
				小6	1.41	
男女が平等にあつかわれている	R6 小・中・高平均	R7 小・中・高平均	 (上昇)	高2	3.68	
	3.73 /5点	3.82 /5点		中2	3.81	
				小6	3.97	
着るものや食べるものに困ることはなく、家は安全で気持ちよく住める環境が整っている	R6 小・中・高平均	R7 小・中・高平均	 (低下)	高2	4.56	
	4.68 /5点	4.66 /5点		中2	4.67	
				小6	4.76	

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値 (R7)	実績値	R7指標の 達成状況	目標値 (R11)
地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合(高校在学中)	R5 36.3 %	R7 100 %	R7 99 %	未達成	毎年度 100 %
通学路における安全対策の完了率	R4 63.0 %	R7 62.0 %	R7 68.0 %	達成	R11 72.0 %
児童虐待相談対応件数	R5 1,908件	数値は毎年度把握し分析する	R6 1,868件	数値は毎年度把握し分析する	数値は毎年度把握し分析する

◆主な成果と課題、対策について

<成果>

児童相談やヤングケアラー支援では、SNS窓口の仕組みづくりやコーディネーター配置により県内の対応力を強化した。医療的ケア児支援を行う市町村は増加し、相談体制整備が着実に進展している。また、出前講座等を通じたプレコンセプションケアの普及啓発や、多子世帯への保育料補助、地域の実情に応じた市町村への子育て支援を実施した。これにより、児童虐待防止や子育て世帯の負担軽減、安心できる環境整備を推進した。

<課題、対応策について>

プレコンセプションケアや地域の子育て支援事業については、関係機関や市町村と連携したさらなる普及啓発やメニュー活用を促す。教育面では、システム利用

の広がりに伴い、児童生徒の情報リテラシー向上を見込んだ情報モラル教育を推進する。

〈基本的施策Ⅱ〉こどもの育ちに応じた施策

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保とともに、こどもの居場所づくりの推進や放課後児童対策のほか、出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実に関する11の基本的施策に取り組み、42指標のうち21指標の目標を達成した。※モニタリング指標を除く

◆令和7年度指標実績（施策に関連する主な指標を抜粋）

◆こどもまんなか総合指標						
指標名	現況値	実績値				
福島県産の農作物や水産物は安全・安心でおいしい	R6 小・中・高平均 4.54 / 5点	R7 小・中・高平均 4.52 / 5点	↓ (低下)	高2 4.42	↓	中2 4.50
病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医者や病院がある	R6 小・中・高平均 4.39 / 5点	R7 小・中・高平均 4.43 / 5点	↑ (上昇)	高2 4.33	↓	中2 4.45
将来の夢や目標、なりたい職業・やりたい仕事がある	R6 小・中・高平均 3.87 / 5点	R7 小・中・高平均 3.97 / 5点	↑ (上昇)	高2 3.93	↑	中2 3.84
福島県は将来の夢をかなえられる場所だと思う	R6 小・中・高平均 3.51 / 5点	R7 小・中・高平均 3.56 / 5点	↑ (上昇)	高2 3.38	↑	中2 3.55
				小6 4.65	↑	小6 4.51
				小6 4.14	↑	小6 3.75

◆子育て・子育て指標					
指標名	現況値	目標値 (R7)	実績値	R7指標の達成状況	目標値 (R11)
妊娠・出産について満足している者の割合	R4 86.6 %	増加を目指す	R6 89 %	達成	数値は毎年度把握し分析する
保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	R6 0.05 %	毎年度 0.00 %	R7 0.01 %	未達成	R11 0.00 %
こどもの居場所の設置数 (こども食堂など)	R6 186 ヶ所	増加を目指す	R7 221 ヶ所	達成	数値は毎年度把握し分析する
放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	R6 1.9 %	毎年度 0.0 %	R7 1.1 %	未達成	R11 0.0 %

◆主な成果と課題、対策について

<成果>

不妊治療や検査の助成を行い、妊娠を望む夫婦を支援した。保育分野では遊び環境の改善を促し、臨床心理士らの派遣等で配慮が必要な児童への対応力を向上させた。放課後児童クラブの待機児童数は令和7年度に306名(前年度比

223名減)と減少している。さらに、ひきこもり相談支援センターで1,047件の相談を受け、23名を専門機関へ繋ぐなど、福祉・子育て環境の整備で成果を上げている。

<課題、対応策について>

放課後児童クラブの待機児童数は、減少傾向だが依然として高い水準にあり、さらなる施設整備や人材確保への支援継続が必要である。

<基本的施策Ⅲ> 家族をまるごと応援するための施策

子育てや教育に関する経済的負担、地域ぐるみの子育て支援と家庭教育支援、ひとり親家庭へ支援などに取り組み、13指標のうち8指標の目標を達成した。
※モニタリング指標を除く

◆令和7年度指標実績(施策に関連する主な指標を抜粋)

◆こどもまんなか総合指標

指標名	現況値	実績値
家族といっしょに過ごす時間が十分にある	R6 小・中・高平均 4.35 / 5点	R7 小・中・高平均 4.34 / 5点 (低下)

◆子育て・育ち指標

指標名	現況値	目標値(R7)	実績値	R7指標の達成状況	目標値(R11)
福島県次世代育成支援企業認証数	R5 1,081 社	R7 1,232 社	R7 1,453社	達成	R11 1,612 社
協力しあって家事・育児をしている割合	R4 69.7 %	増加を目指す	R6 72.4 %	達成	数値は毎年度把握し分析する

◆主な成果と課題、対策について

<成果>

子育てや親への支援を推進し、地域全体での多様なニーズに応えるため、それぞれの強みを活かした優れた企画を提案した団体に補助金を交付した。また、寺子屋交流会を通じた継続的な世代間交流により、子どもの健全育成と地域コミュニティの再構築を図った。

<課題、対応策について>

すべての県民が「福島県は子育てしやすい」と実感できるよう、社会全体で子育てを応援する環境づくりを進めることが求められている。誰もが安心して子ども

を産み育てられる社会の実現に向け、地域や行政が一体となった切れ目のない環境整備が不可欠である。

＜基本的施策Ⅳ＞ 東日本大震災からの復興

震災からの復興に向けた取組を支援するとともに、こどもの安心を支えるための取組を推進し、3 指標のうち2指標の目標を達成した。※モニタリング指標を除く

◆令和7年度指標実績（施策に関連する主な指標を抜粋）

◆こどもまんなか総合指標

指標名	現況値	実績値				
東日本大震災のときに原子力発電所で事故があったことや、事故を起こした原子力発電所が県内にあることで、自分や家族の健康や食べものの安全が心配になることがある	R6 小・中・高平均 2.53 /5点	R7 小・中・高平均 2.28 /5点	↓ (改善)	高2	2.22	↓
				中2	2.23	↓
				小6	2.40	↓

◆子育て・子育て指標

指標名	現況値	目標値 (R7)	実績値	R7指標の 達成状況	目標値 (R11)
震災学習の実施率(学校における震災学習の実施率(小・中学校))	R4 98.4 %	毎年度 100 %	R7 98.4 %	未達成	毎年度 100 %

◆主な成果と課題、対策について

＜成果＞

東日本大震災子ども支援基金事業において、これまでに孤児や遺児計199人の児童へ給付金を支給した。また、被災した家族の孤立を防ぎ、心理的な負担を軽減するための「子どもの心のケア事業」に継続して取り組んだ。震災の記憶と影響が残るなか、次世代を担う子どもたちの未来と健やかな成長を支える基盤を整備している。

＜課題、対応策について＞

放射線検査は年々減少傾向にあるが、継続を希望する実施主体の意向を踏まえ、当面は事業を継続する必要がある。相双地域においては、原子力発電所事故による影響が大きく、帰還が難しい地域もあり、乳幼児を抱える一部の保護者は放射線に対する様々な不安を抱えていることから、引き続き避難生活を送られており、継続した支援が必要である。

少子化・人口減少指標

◆少子化・人口減少指標

指標名	現況値	実績値		目標値
合計特殊出生率 ※目標値は県民の希望出生率に基づく	R5 1.21	R7 1.14	↓ (低下)	R11 1.32
出生数	R5 9,019 人	R7 7,842 人	↓ (低下)	毎年 9,000 人以上
婚姻件数	R5 5,599 件	R7 5,484 件	↓ (低下)	毎年 5,800 件以上
50歳時未婚割合(男性)	R2 28.33 %	次回は、 R8年公表予定	—	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
50歳時未婚割合(女性)	R2 15.25 %	次回は、 R8年公表予定	—	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
平均初婚年齢(夫)	R5 30.8 歳	次回は、 R8年公表予定	—	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
平均初婚年齢(妻)	R5 29.3 歳	次回は、 R8年公表予定	—	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)
有配偶出生率	R2 72.1 %	次回は、 R8年公表予定	—	現状の把握・ 分析に用いる (目標値は設定しない)
人口の社会増減	R6 △ 6,683 人	R7 △ 7,617 人	↓ (低下)	R11 △ 694 人

<結果の分析>

合計特殊出生率については、全国的に低下傾向にあり、本県は全国値よりも高い水準にあったが、令和4年以降は全国とほぼ同水準で推移し、令和7年は前年同様に全国と同じ値となった。

婚姻件数については、全国が前年よりも増加した一方で、前年から 11 件減となった。これは、本県では婚姻件数の多い 20 代から 30 代前半の人口流出が特に深刻であり、全国よりも加速していることが大きく影響していると考えられる。

合計特殊出生率、出生数、婚姻件数は、基準年・前年と比べて減少しており、本県の少子化は深刻な状態となっている。

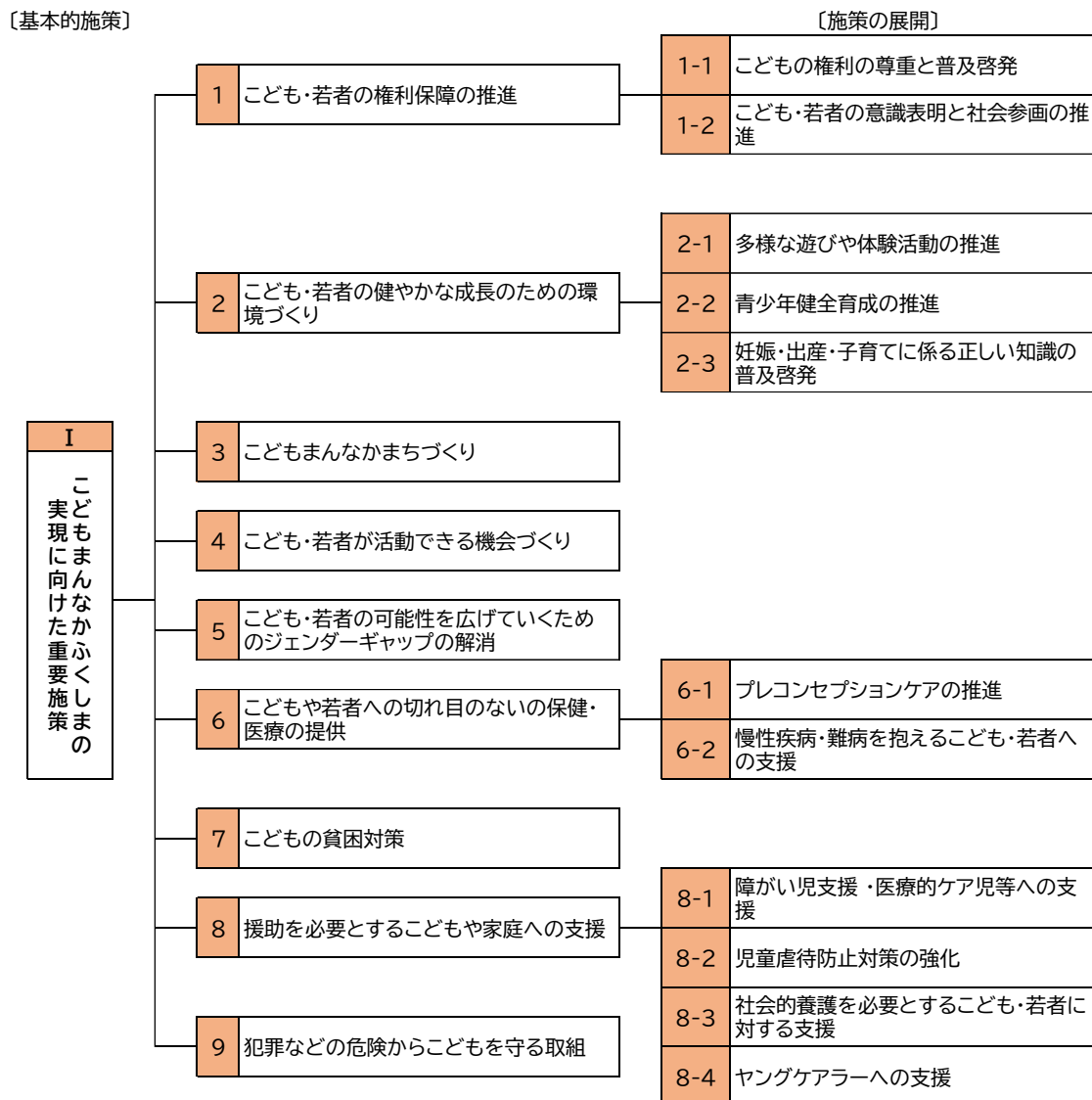
<今後の課題>

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況など、希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っており、総合的な対策が必要であることから、若い世代が結婚や子育てに希望を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるよう、市町村や民間企業・団体など、様々な主体と緊密に連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施していく必要がある。

第2章 子育て支援に関する施策の実施状況

「福島県こどもまんなかプラン(令和7年度～令和11年度)」における4つの基本方針に係る基本的施策及び行動計画に則り、令和7年度に実施した主要な事業の実施状況は次のとおりである。

< 基本的施策 I > こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策



【基本的施策の概要】

こども・若者の権利保障の推進、こども・若者の健やかな成長のための環境づくり、こどもや若者への切れ目のない保健・医療提供のほか、こどもの貧困対策及び援助を必要とするこどもや家庭の支援など取り組む。

1 こども・若者の権利保障の推進

1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発

現状・課題・施策の方向	すべてのこども・若者が持つ「こどもの権利」は、社会や当事者に十分認知されていない。いじめや虐待、性暴力などの権利侵害は、心身の成長に重大な悪影響を与え、生命を脅かすものであり、絶対に許されない。この意識を社会に浸透させるため、県内全域で人権尊重の啓発活動を行う必要がある。同時に、こどもが自らを守り、困難な時に助けを求め、回復できるよう、こどもの意見表明権を保障する仕組みの構築が不可欠である。さらに、こども自身が権利の主体であることを学び、他者の権利も尊重できるようになるための人権教育を推進することが求められている。		
◆主な関連事業			
事業名	「こいのぼり掲揚式」等によるこどもの権利の普及啓発	R7 実績	0 円
事業概要	こどもの権利条約や児童福祉法の基本理念を普及させるため、毎年5月を「児童福祉月間」と定め、地域の小学校と連携した「こいのぼり掲揚式」の開催やポスターの配布などを通じて、広くこどもの権利尊重に関する啓発を行う。また、「児童福祉月間」のほか「子育て週間」などの機会に合わせ、保護者や地域の方々へ、こども・若者の権利保障の重要性について周知を図る。		
事業実績	4 月 25 日に福島市立福島第一小学校の校庭で「こいのぼり掲揚式」を開催し、福島第一小学校の児童 90 名、保育所けやきの子の園児 11 名と県警察音楽隊が参加した。		

1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進

現状・課題・施策の方向	子どもの権利条約は子どもの意見表明権を定めており、子ども基本法でも年齢や発達に応じた意見表明と社会参画の機会確保を基本理念としている。これらを実践し、子ども・若者が自らの意見を十分に聴かれ、社会に影響を与える経験を積むことが重要である。これにより、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を向上させる取り組みを推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまの子どもの意見を社会に届ける事業	R7 実績	2,350 千円
事業概要	「こども・若者の地域への定着」をテーマとした探究活動を行い、こどもたちが地域への定着又はUターンを考えるきっかけづくりを行い、将来の地域づくり・復興創生の担い手を確保するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもたちからの意見聴取を行う。		
事業実績	地域課題等に関するワークショップを3回行い、計43名が参加した。 本事業への参加により、ワークショップ実施前と比較し、将来、県に住み続けたいと思う人の割合が 30.8%増加し、若者が県への定着を考える機会となった。 また、若者が社会へ意見を表明することが重要だと思う人の割合も 15.4%増加し、若者が社会活動に参加し、自身の考えを発信するきっかけとすることができた。		

2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり

2-1 多様な遊びや体験活動の推進

現状・課題・施策の方向	安心感を基盤とした遊びや体験活動は、子どもの成長の原点である。遊びへの没頭は、創造力や自尊心、やり抜く力などの非認知能力と、言語や数量等の認知的スキルを一体的に育み、生涯の幸せや健康維持につながる。このため、地域が連携して、発達に応じた自然、職業、文化芸術などの多様な体験や外遊びの場を計画的に創出する。特に幼児教育では「福島県幼児教育振興指針」に基づき、「遊びを創り、たくましく、共に育つ
-------------	---

	子ども」の育成を目指す。また、言葉を学び感性を磨く読書活動も、人生を深く生きる力を身に付ける上で不可欠である。家庭、地域、学校・園が一体となり、これらの取り組みを強力に推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	えがお輝くふくしまの保育支援事業 (小事業:魅力あふれる保育環境づくり支援事業、地域で育む保育環境創造事業)	R7 実績	17,584 千円
事業概要	専門家による助言や他園の好事例を参考にした「遊び」の環境改善を実施するとともに、本県の特徴ある資源を活用し、地域がかかわりながら豊かな遊びの環境を創り、地域で子どもを育む意識を醸成する。		
事業実績	・遊びの環境改善を実施した施設への補助:12 施設 ・ワークショップ6回(参加者 80 名) ・事例発表会1回(参加者 106 名)		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしま幼児教育研修センター事業	R7 実績	7,684 千円
事業概要	「福島県幼児教育振興指針」に示すように、幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐため、保育者向けの各種研修を実施する。また、モデル地区において実践研究を行い、架け橋検討会議での評価等を踏まえ、その成果をオンラインシンポジウム等で全県に周知する。		
事業実績	モデル3市それぞれにおいて3回ずつ(計9回)の公開保育を実施した。令和5年度からの累計で参加はのべ1,188人、参加園はのべ595園(県内幼児教育施設599)となった。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまプロスポーツ地域活力創出事業	R7 実績	101,511 千円
事業概要	県内プロスポーツチームと連携して、県民がスポーツに親しむ機会を創出することにより、心豊かな暮らしやゆとりと潤いのある暮らしの実現を図るとともに、県内の子どもたちに特別な体験を提供することで、夢を持つ素晴らしさや体を動かす楽しさ等を知ってもらい、健やかな成長と心身の充実を図る。		
事業実績	県内プロスポーツチームと連携して、県民がスポーツに親しむ機会を創出することにより、心豊かな暮らしやゆとりと潤いのある暮らしの実現を図るとともに、県内の子どもたちに特別な体験を提供することで、夢を持つ素晴らしさや体を動かす楽しさ等を知ってもらい、健やかな成長と心身の充実を図る。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまのこどもたちの体験活動促進事業	R7 実績	4,072 千円
事業概要	福島県内のこども・若者の居場所(こども食堂等)を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動(スポーツや文化芸術活動、自然体験、社会体験、文化的体験等)の取組に必要な経費を補助し、学校外の体験活動の機会を提供することにより、こどもの頃からの地域への愛着形成を図る。		
事業実績	福島県内のこども・若者の居場所を利用するこどもたちを対象とする、地域資源を活用した体験活動を実施した団体に補助金を交付した。 交付団体:16 団体		

2-2 青少年健全育成の推進

現状・課題・施策の方向	次世代を担う青少年が、豊かな人間性・社会性、想像力を身につけ、自律的かつ責任ある行動をとれる人間に成長することは、県民共通の願いである。そのためには、青少年が本来持つ力を自然体験や伝統文化との関わり等を通じて引き出し、挑戦する意欲や想像力、行動力を自ら養うことが重要となる。家庭、学校、職場、地域、行政機関等の連携を強化し、地域社会全体で青少年が健やかに成長できる環境づくりを推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	青少年健全育成事務経費 (小事業：青少年健全育成県民総ぐるみ運動)	R7 実績	99 千円
事業概要	青少年の健全育成や非行防止について、より効果的に周知するとともに、青少年を社会全体で育む機運を醸成するため、学校の夏休み期間である7～8月に焦点を合わせ、青少年健全育成県民総ぐるみ運動を実施する。		
事業実績	福島の将来を担う青少年が心身ともに健やかに成長することを願い、「生かそう、きずな。未来のために！」のスローガンの下、7月から8月の2ヶ月間にわたる青少年健全育成県民総ぐるみ運動を行った(リーフレット作成配布 6,000 枚)。		

3 こどもまんなかまちづくり

現状・課題・施策の方向	こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を進める。子どもや妊産婦、乳幼児連れをはじめ、すべての人にとって生活しやすい環境を整備するため、公共施設等のユニバーサルデザインやバリアフリー化を推進する。同時に、通学路等の安全確保や子どもが安心して遊べる場の整備を行う。さらに、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援の強化を図っていく。		
◆主な関連事業			
事業名	多様性・ユニバーサルデザイン理解促進事業 (小事業：人権ユニバーサルデザイン推進事業)	R7 実績	3,591 千円
事業概要	性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、お互いを尊重して助け合う「多様性社会」の実現のため、「多様性」と「ユニバーサルデザイン」の両方面から啓発事業等を実施する。 また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(R5.6.23 施行)を踏まえ、性的少数者に関する相談体制確保のため、男女共生センターの相談員を1名配置するとともに、相談員に対する研修やスーパーバイザーの活用による性的少数者に関する知識習得機会の確保を図る。		
事業実績	多様性社会への理解を深めるため、障がい者の方々とともにワークショップを行うUD体験学習会を開催し、UDについての理解と意識の向上を図った。また、男女共生センターにおける相談員1名を雇用し、性的マイノリティに関する相談体制の拡充を図った。		
◆主な関連事業			
事業名	道路環境整備技術調査委員会による交通事故多発交差点等の対策と、県内関係機関への展開による通学路の安全確保	R7 実績	328 千円
事業概要	道路環境整備技術調査委員会において県内の交通事故多発交差点を6か所選定し、学識経験者、道路管理者、交通管理者と連携して対策を取るとともに、実施結果を関係各機関に展開し、同様の交差点対策として反映させることで、通学路の安全対策を推進する。		

事業実績	県内の交通事故多発交差点を7箇所選定し、学識経験者、道路管理者、交通管理者と現地調査等を行い、対策メニューを検討し、年度末に報告書としてまとめた。報告書は関係各機関に展開し、県内の他の同種交差点における対策案として活用することで、通学路の安全対策を推進した。		
◆主な関連事業			
事業名	やさしさあふれるふくしま子育て応援事業 (小事業:子育て応援パスポート特別企画)	R7 実績	5,490 千円
事業概要	子育て週間(11 月第3日曜日前後1週間の計2週間)において、社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、協賛店から期間限定特別サービスを提供してもらう特別企画を実施する。		
事業実績	県が定める子育て週間(11 月第3日曜日前後1週間)を含む約 2 週間において、社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、協賛店から期間限定特別サービスを提供してもらう特別企画を実施した。 特別企画参加店:173 店舗		
◆主な関連事業			
事業名	家賃低廉化補助事業(結婚・子育て支援)	R7 実績	10,610 千円
事業概要	新婚・子育て世帯が安心して子どもを生み育て、希望する場所で落ち着いて生活できる居住環境を整えるため、住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化補助事業のうち、「新婚・子育て世帯」を対象に補助を行う市町村に対し、補助金を交付する。		
事業実績	新婚・子育て世帯を対象に家賃低廉化補助を行った福島市、郡山市、いわき市(実績102 戸分)に対し補助金を交付した。		

4 こども・若者が活躍できる機会づくり

現状・課題・施策の方向	こども・若者が、それぞれの長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、福島県の未来を切り開いていけるよう支援する。		
◆主な関連事業			
事業名	福島イノベーション・コースト構想推進事業 (小事業:イノベ地域における交流・関係人口拡大推進事業)	R7 実績	135,301 千円
事業概要	情報発信の取組として、県内の小・中学生と親世代に向けて『福島イノベーション・コースト構想の概要』を伝えるイベント等を実施する。		
事業実績	県内の小・中学生と親世代を対象に、イノベ構想の理解・深化を図るスタンプラリーを開催した(期間:R7.7.19～11.30、参加者:1,562 名)。 県内の小・中学生と親世代を対象に、イノベ地域の企業と連携し、イノベ構想を身近に感じられるセミナーを開催した(2 回開催、141 名参加)。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまで働く医療関連産業次世代人材育成事業	R7 実績	39,711 千円
事業概要	主に小中高生を対象にふくしま医療機器開発支援センターで最新の医療機器の操作体験等を通して、医療機器への理解を深め、将来の医療関連産業を担う人材を育成する。		
事業実績	小中学生向けの体験1日イベント「メディカルパーク」をふくしま医療機器開発支援センター等において開催し、延べ 360 人が参加した。 また、高校生向けの半年程度の長期的学習プログラム「メドテック・ゼミ」には、県立高校 2 校から延べ 24 名の生徒が参加した。		

◆主な関連事業			
事業名	グローバル人材育成事業	R7 実績	56,680 千円
事業概要	本県の高校生がグローバルな視点で地域課題探究活動を進め、海外でその活動を実践することを通して、チャレンジ精神、創造性、探究心などの資質・能力の向上を図るため、地域の産学官が連携してグローバル人材の育成に取り組む。		
事業実績	UCLプログラム派遣事業及び海外研修報告会事業においては、生徒3名及び引率教員1名を選出し、派遣した。また、教育長表敬における意思表明、UCLからの事前課題、事前研修を行った。 トビタテ！留学 JAPAN 拠点形成支援事業では、第1期派遣留学生の選考を地域協議会や支援企業等の協力を得て行い、30 名の派遣を決定した。2月に報告会を行い、派遣留学生が、留学での学びをポスターセッションやステージ発表で伝達した。自己の成長や今後の福島県の発展へつなげる活動など、多様な探究活動の成果が見え、来場者からの評価も高かった。		

5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

現状・課題・施策の方向	こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 また、様々な世代における固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消につながる取組に関する啓発や情報発信を進める。		
◆主な関連事業			
事業名	男女共生センター管理運営委託事業 (小事業:啓発及び研修事業)	R7 実績	1,764 千円
事業概要	男女共生センターにおいて、男女共同参画について県民意識の変革を図るために各種啓発事業を実施する。また、男女があらゆる分野に参画し、ともに責任を担うために必要な資質・能力の向上を図り、個人・家族・地域等における取組が進んでいくよう、各種講座を開催する。 また、教職員を対象とした男女同参画や人権に関する講座を行う。		
事業実績	男女があらゆる分野に参画し、共に責任を担うために必要な資質・能力の向上を図るため、次の各種講座等を開催した。 ①未来館トークサロン:2 回開催、計 30 名参加 ②男女間における暴力の防止と被害者支援事業:1 回開催、25 名参加 ③ダイバーシティ理解促進事業:1 回開催、31 名参加 ④未来館エンパワーメント塾:2 回開催、計 26 名参加 ⑤ワーク・ライフ・バランス実践講座:4 回開催、計 65 名参加 ⑥福島の未来を担う女性リーダー育成事業(女性のための未来チャレンジ塾):2 回開催、計 48 名参加 ⑦教師のためのジェンダー平等セミナー:1 回開催、38 名参加 ⑧研修講師派遣事業:14 回派遣、計 1,053 名参加 ⑨市町村男女共同参画担当者研修(研修会・会議):2 回開催、計 70 名参加 ⑩復興・防災と男女共同参画に関する人材育成研修:1 回開催、59 名参加		

6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

6-1 プレコンセプションケアの推進

現状・課題・施策の方向	プレコンセプションケアとは、若い男女が長期的なライフプランを視野に、将来の妊娠や体の変化に備えて日々の健康と向き合うことである。健やかな妊娠・出産には適齢期があるため、希望する誰もが妊娠・出産を含めたライフプランを実現できるよう、プレコンセプションケアを推進する。また、妊娠や出産に関する健康の相談先を整備することで、若い世代が健康づくりや不妊予防に取り組み、安心して希望をかなえられるよう支援していく。		
◆主な関連事業			
事業名	未来へつながる性と健康の支援事業 (小事業：プレコン普及啓発事業)	R7 実績	20,245 千円
事業概要	プレコンセプションケアの普及啓発のため、関係課と連携し健康経営や女性活躍の視点を取り入れたセミナーを開催する。また、小冊子(漫画)を作成し、スポーツチームのホームゲーム等で配付するほか、大学へ出向いて講義を行うミニ教室、企業向けの出前講座、プレコン健診を実施する。		
事業実績	・プレコン漫画の作成 10,000 部 ・プレコンキャラバン 6 回 ・出張型ミニ教室 9 回 314 名 ・セミナー 1 回約 300 名 ・企業向け出前教室 20 社 155 名 ・性と健康の相談センターカード配布(中 3)215 校 14,729 枚		
◆主な関連事業			
事業名	未来へつながる性と健康の支援事業 (小事業：プレコン健診推進事業)	R7 実績	3,636 千円
事業概要	若い男女が、長期的なライフプランを視野に将来の妊娠やからだの変化に備えて日々の健康を管理できるように、プレコン健診を実施する。		
事業実績	・申込者数:140 名、受診者数:112 名 ・検討会:1 回		
◆主な関連事業			
事業名	女性活躍・働く世代の健康づくり推進事業	R7 実績	75,112 千円
事業概要	プレコン出前講座等の各種セミナーを通じて県内事業所における女性の健康づくり等のヘルスリテラシー向上を図ったうえで、女性の健康づくりや働きやすい職場づくりに取り組む事業所に対し、奨励金の交付やメディア等を通じた広報などを行う。		
事業実績	各種セミナーに計 374 名の事業所が参加した結果、226 社が健康づくりの取り組みを実施し、奨励金を交付した。 また、奨励金の交付を受けた、女性の健康に配慮した働きやすい職場づくりの先進的な取組を行うモデル企業 9 社について、「福島県女性の心とからだの応援サイト」や「Instagram 福島県公式 女性の心とからだの応援・健康づくり」のほか、新聞紙面やテレビのミニ番組などで情報発信を行った。		

6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

現状・課題・施策の方向	慢性疾病や難病を抱えるこども・若者に対して、成人後も切れ目のなく医療費助成を行い、またその自立を支援するための相談支援や就労支援等を実施する。		
◆主な関連事業			
事業名	小児慢性特定疾病対策事業 (小事業：小児慢性特定疾病医療費支援事業)	R7 実績	108,491 千円
事業概要	小児慢性特定疾病の治療を行う児童の家族の経済的な負担を軽減するために、医療費給付を行う。		
事業実績	慢性疾病を持つ児童等に対し、医療給付を行った。 ・医療給付実人数 474 人		

7 こどもの貧困対策

現状・課題・施策の方向	こどもの貧困は、経済面だけでなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに社会的孤立にもつながる深刻な課題である。貧困やその連鎖によってこどもたちの将来が閉ざされたり、現在と将来が生まれ育った環境によって左右されたりすることのないよう、貧困の解消に向けて取り組む。		
◆主な関連事業			
事業名	私立高等学校等就学支援事業	R7 実績	89,492 千円
事業概要	低所得世帯等における経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等が行う、授業料等を減免する取組を支援する。		
事業実績	低所得世帯等における経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等が行う、授業料等を減免する取組に対し、補助を行った。 ①低所得者に対する支援 ・決算額:18,421 千円 支給者人数:315 名 ②中所得者に対する支援 ・決算額:47,351 千円 支給者人数:635 名 ③専攻科の生徒への就学支援 ・決算額:23,720 千円 支給者人数:61 名		
◆主な関連事業			
事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (小事業:母子家庭等就業・自立支援事業)	R7 実績	15,493 千円
事業概要	ひとり親家庭に対して就業相談や求人情報の提供、職業紹介、就業支援セミナー等を行うとともに、自立支援プログラムの策定を行うことにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。		
事業実績	外部委託により、母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭等からの就業相談に対応するとともに、求人情報の提供、職業紹介、企業訪問等による求人開拓等を行うことにより、母子家庭の母等の自立促進を図った。 (・新規求人情件数 834 件 ・求職相談件数 1,205 件 ・新規求職登録者数 98 名・就職者数 34 名)		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまで働こう！就職応援事業 (小事業:ふくしま生活・就職応援センター運営事業)	R7 実績	129,877 千円

事業概要	被災者の生活再建や自立へ向けた支援として、県内6か所にある「ふくしま生活・就職応援センター」において、生活・就労支援等のきめ細かな相談対応に取り組む。
事業実績	被災者の生活再建や自立へ向けた支援として、県内6か所にある「ふくしま生活・就職応援センター」において、県内企業の紹介や就職相談等、生活・就労支援等のきめ細かな相談などを実施した(企業就職 1,111 人)。

8 援助を必要とするこどもや家庭への支援

8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

現状・課題・施策の方向	障がいや発達の特性があるこども・若者、および医療的ケア児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する。地域の児童発達支援センター等が保育所等訪問支援事業を実施し、保育所、幼稚園、小・中・高校などの教育関係機関との併行利用や移行への支援を行う。それぞれの置かれた環境やライフステージに応じ、一般の子育て支援との連続性の中で発達や将来の自立、社会参加を支援する。また、医療的ケア児とその家族が切れ目ない小児医療等を受けられる環境づくりを目指す。		
◆主な関連事業			
事業名	保育対策総合支援事業 (小事業:医療的ケア児保育支援事業)	R7 実績	19,491 千円
事業概要	医療的ケア児を保育所等で受け入れる市町村に対し、看護師の配置費用等を補助する。		
事業実績	医療的ケア児を受け入れている5市町5施設の看護師の配置費用等に対して補助を行った。		
◆主な関連事業			
事業名	医療的ケア児支援事業	R7 実績	10,547 千円
事業概要	医療的ケア児及びその家族、支援者に対し、相談対応や情報提供を行う「医療的ケア児支援センター」を運営するとともに、支援の総合調整を担うコーディネーターの養成や市町村への配置促進、市町村を対象とした補助事業等を実施し、地域の支援体制整備を推進する。		
事業実績	医療的ケア児及びその家族、支援者に対し、相談対応や情報提供を行う「医療的ケア児支援センター」を運営するとともに、支援の総合調整を担うコーディネーターの養成や市町村への配置促進、市町村を対象とした補助事業等を実施し、地域の支援体制整備を推進した。		
◆主な関連事業			
事業名	地域の子育て支援事業 (小事業:地域子ども・子育て支援事業)	R7 実績	3,472,612 千円
事業概要	市町村が地域の実情に応じて市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する地域の子育て支援事業を支援するために交付金を交付する。		
事業実績	地域子ども・子育て支援事業を実施している 56 市町村に対して、交付金を支出した。		

8-2 児童虐待防止対策の強化

現状・課題・施策の方向	児童虐待はこどもの心身に深い傷を残し、将来の生きづらさにつながるものであり、いかなる背景があっても許されない。一方で、虐待に至った養育者自身も被虐待経験や貧困、疾病、障がい等の困難を抱えている場合が多い。そのため、社会全体で養育者への支援を提供し、虐待につながらない仕組みをつくる必要がある。虐待相談件数の増
-------------	--

	加など困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、これらの世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。		
◆主な関連事業			
事業名	児童相談所相談体制強化事業 (小事業:親子のための相談 LINE 業務委託)	R7 実績	29,128 千円
事業概要	コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、SNS相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設し、家庭や家族の悩み、子育ての不安、ヤングケアラー、不登校など、こどもや子育てに関する悩みなどの相談を受け付ける。		
事業実績	コミュニケーションツールとしてのSNSの普及を踏まえ、令和7年7月からSNS相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設し、家庭や家族の悩み、子育ての不安、ヤングケアラー、不登校など、こどもや子育てに関する悩みなどの相談を受け付けた(令和7年度相談受付件数:548 件)。		
◆主な関連事業			
事業名	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	R7 実績	23,336 千円
事業概要	児童福祉司等の増員や医師及び弁護士の配置による児童相談所の相談体制の充実や、警察官等の配置等による警察との連携を強化する。また、面接技法等の専門的な研修を行うとともに、外部研修にも積極的に参加し、児童相談所職員の専門性向上を図る。		
事業実績	児童福祉司等の増員や医師及び弁護士の配置による児童相談所の相談体制の充実や、警察官等の配置等による警察との連携を強化した。また、面接技法等の専門的な研修を行うとともに、外部研修にも積極的に参加し、児童相談所職員の専門性向上を図った。		
◆主な関連事業			
事業名	児童相談所相談体制強化事業	R7 実績	52,097 千円
事業概要	SNS相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設するとともに、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」を設置する。また、研修の開催や外部研修への参加、任用資格の取得を促進し、児童相談所の専門性向上を図る。		
事業実績	SNS相談窓口「ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談」を開設するとともに、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受け付けることのできる「児童相談所虐待対応ダイヤル(189)」を設置した。また、研修の開催や外部研修への参加、任用資格の取得を促進し、児童相談所の専門性向上を図った。 ・189 令和7年度相談受付件数:1,656 件 ・SNS 令和7年度相談受付件数:548 件		

8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

現状・課題・施策の方向	社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し健やかに育つよう、家庭養育優先原則に基づくパーマネンシー保障を目指す。 家庭での養育が困難な場合は、里親やファミリーホームの確保・充実を進め、家庭と同様の環境での継続的な養育を推進する。家庭や里親等での養育が適当でない場合においても、できる限り良好な家庭の環境で養育できるよう、児童養護施設等の小規模化や地域分散化などの環境改善を図っていく。 ※ パーマネンシー保障
-------------	--

	永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障や、こどもへの安定的なケアの保障のこと。		
◆主な関連事業			
事業名	県立乳児院多機能化推進事業 (小事業:里親養育包括支援(フォスタリング)事業)	R7 実績	45,074 千円
事業概要	里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座(里親制度説明会)の開催や広報活動等の普及啓発を関係機関と連携して行うとともに、里親が地域で子育てしやすくなるよう、市町村の子育て支援施策と連携して支援する。		
事業実績	里親の増加や里親家庭でのこどもの養育への理解を広めるため、里親入門講座(里親制度説明会)の開催や広報活動等の普及啓発を関係機関と連携して行うとともに、里親が地域で子育てしやすくなるよう、市町村の子育て支援施策と連携して支援する。		
◆主な関連事業			
事業名	県立乳児院多機能化推進事業	R7 実績	82,036 千円
事業概要	福島県立乳児院に「家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援」や「里親支援」等の新たな役割を担わせ多機能化を推進することで、本県の社会的養育環境の充実を図る。		
事業実績	乳児院の新たな機能として、「にんしん SOS ふくしま」及び「ふくしま里親相談センター」を設置し、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等に対する産前産後の母子支援や里親支援を行った。		

8-4 ヤングケアラーへの支援

現状・課題・施策の方向	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーの問題は、ケアの日常化により学業や友人関係等に支障が出る重大な権利侵害である。しかし、こども自身や家族に自覚がない場合もあり、問題が顕在化しづらい。そのため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報を共有・連携し、早期に発見・把握することが重要である。こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援に確実につなげていく取り組みが必要となる。		
◆主な関連事業			
事業名	ヤングケアラー支援体制強化事業 (小事業：市町村支援体制強化事業)	R7 実績	7,577 千円
事業概要	市町村やヤングケアラー支援関係団体等に「福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員」を派遣し、外部機関との連携やヤングケアラー支援体制の構築について助言することで支援体制を強化する。		
事業実績	市町村やヤングケアラー支援関係団体等に「福島県ヤングケアラー支援体制強化専門員」を派遣し、外部機関との連携やヤングケアラー支援体制の構築について助言することで支援体制を強化した。 ・ヤングケアラーコーディネーター等県職員派遣 1か所で実施 ・有識者(専門員)派遣 4カ所で実施		
◆主な関連事業			
事業名	ヤングケアラー支援体制強化事業 (小事業：ヤングケアラー広報啓発事業)	R7 実績	2,981 千円
事業概要	SNSによる相談窓口において、ヤングケアラーに関連するプッシュ型情報発信を行い、ヤングケアラーをはじめとする困難を抱えるこども等が、支援に関する情報等にアクセスしやすい仕組みを作る。		

事業実績	SNSによる相談窓口において、ヤングケアラーに関連するプッシュ型情報発信を月 2 回行い(令和 7 年 7 月開始)、ヤングケアラーをはじめとする困難を抱える子ども等が、支援に関する情報等にアクセスしやすい仕組みを作った。
------	---

9 犯罪などの危険から子どもを守る取組

現状・課題・施策の方向	こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することは、健やかな成長の大前提である。しかし、重大な傷を負う事件や死亡事故が後を絶たず、生命や尊厳が脅かされる深刻な状況が続いている。この課題に対処するため、こども・若者への自殺対策、インターネットの安全な利用環境整備、性犯罪・性暴力対策、有害環境対策を推進する。さらに、防犯や交通安全、防災対策の強化、非行防止と自立支援など、総合的な安全対策に全力で取り組んでいく。		
◆主な関連事業			
事業名	こどもを守る情報モラル向上支援事業	R7 実績	3,960 千円
事業概要	家庭や学校でのこどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。		
事業実績	ふくしま情報モラル診断を運用した結果、県内の小中学校、高校及び特別支援学校 485校において、児童生徒 74,791 人及びその保護者 36,164 人が診断問題とアンケートに取り組んだ。		
◆主な関連事業			
事業名	そなえるふくしま防災事業 (防災啓発推進事業のうち防災出前講座)	R7 実績	671 千円
事業概要	小学校等において、県独自の防災 VR 映像等を活用した防災出前講座を実施し、災害の自分事化や実践的な避難行動の促進を図る。		
事業実績	小・中学校、高等学校、地域団体を計 105 回訪問し、災害に対する日頃からの備えや適切な避難行動等について説明することにより、計 4,521 名の参加者に対して防災意識の向上を図った。		

< 基本的施策 I に係る指標一覧① >

	No	指標名	総合計画	年	実績値 (最新値)	目標値・前回実績値	達成状況
I こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策	1 こども・若者の権利保障の促進						
	1-1 こどもの権利の尊重と普及啓発						
	19	「こどもの権利条約」を知っているこどもの割合	—	R7	8.76 %	R6 8.51 %	モニタリング
	20	自分の「こどもの権利」は守られていると思う	—	R7	4.14 点	R6 4.06 点	モニタリング
	21	社会で生きていくことにむかしさを感じている人や、多くの人とちがう考えの人も、安心して暮らすことができる	—	R7	3.87 点	R6 3.80 点	モニタリング
	1-2 こども・若者の意見表明と社会参画の推進						
	22	学校や県・市町村は、こどもや若者の声や意見をよく聞いて「こども施策」を進めている	—	R7	3.37 点	R6 3.31 点	モニタリング
	23	家庭や学校などで何かを決めるとき、自分の意思や意見を聞いてもらえる・大事にあつてくれる【再掲】	—	R7	4.37 点	R6 4.36 点	モニタリング
	24	地域の課題を解決するための提言や、社会に貢献する何らかの活動を行った生徒の割合(高校在学中)	基本指標	R7	99.0 %	目標 100 %	未達成
	2 こども・若者の健やかな成長のための環境づくり						
	2-1 多様な遊びや体験活動の推進						
	25	遊ぶ場所や楽しい時間を過ごせる場所が十分にある	—	R7	3.67 点	R6 3.59 点	モニタリング
	26	学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にある	—	R7	3.48 点	R6 3.41 点	モニタリング
	27	自然環境のなかで過ごせる場所や自然体験ができる機会が十分にある	—	R7	3.92 点	R6 3.93 点	モニタリング
	28	からだを動かしたり、スポーツをしたりする場所や機会が十分にある	—	R7	3.69 点	R6 3.61 点	モニタリング
	29	文化を体験したり学んだりできる場所や機会が十分にある	—	R7	3.72 点	R6 3.67 点	モニタリング
	2-2 青少年健全育成の推進						
	※指標なし						
	3 こどもまんなかまちづくり						
	30	交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる	—	R7	3.86 点	R6 3.89 点	モニタリング
	31	ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備率	設定なし	R7	68.1 %	目標 68.1 %	達成
	32	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数	基本指標	R7	289 人	R6 200 人	達成
	33	通学路における安全対策の完了率	補完指標	R7	68.0 %	目標 62.0 %	達成
	34	一人あたりの都市公園面積	補完指標	R7	※R9.3項公表予定 m ²	目標 14.9 m ²	達成見込み
	35	ファミたんカード協賛店舗数	設定なし	R7	3,875 店舗	目標 4,500 店舗	未達成
	4 こども・若者が活躍できる機会づくり						
	36	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校国語)	基本指標	R7	56.4 %	目標 100 %	未達成
	37	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(小学校算数)	基本指標	R7	72.3 %	目標 100 %	未達成
	38	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校国語)	基本指標	R7	48.6 %	目標 100 %	未達成
	39	ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合(小・中学校)(中学校数学)	基本指標	R7	71.7 %	目標 100 %	未達成
	40	全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)【「行っている」小学校】	補完指標	R7	96.6 %	目標 100 %	未達成
	41	全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合(小・中学校)【「行っている」中学校】	補完指標	R7	95.3 %	目標 100 %	未達成
	42	児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)【「ほぼ毎日」小学校】	基本指標	R7	50.7 %	目標 100 %	未達成
	43	児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)(公立小・中学校)【「ほぼ毎日」中学校】	基本指標	R7	66.7 %	目標 100 %	未達成
	44	CEFR A1以上(英検3級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(中学3年生)	基本指標	R7	40.1 %	目標 48.0 %	未達成
	45	CEFR A2以上(英検準2級以上相当)の英語力を有する生徒の割合(高校3年生)	基本指標	R7	48.2 %	目標 53.5 %	未達成

< 基本的施策Ⅰに係る指標一覧② >

	No	指標名	総合計画	年	実績値 (最新値)	目標値・前回実績値	達成状況
Ⅰ こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策	5 こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消						
	46	男女が平等にあつかわれている	—	R7	3.82 点	R6 3.73 点	モニタリング
	6 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供						
	6-1 プレコンセプションケアの推進						
	47	十代の人工妊娠中絶率	設定なし	R6	2.8 %	目標 減少を目指す	達成
	6-2 慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援						
	※指標なし						
	7 こどもの貧困対策						
	48	着るものや食べるものに困ることはなく、家は安全で気持ちよく住める環境が整っている	—	R7	4.66 点	R6 4.68 点	モニタリング
	49	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	設定なし	R6	※公表時期未定 %	R5 94.8 %以上	モニタリング
	50	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	設定なし	R6	※公表時期未定 %	R5 14.8 %以上	モニタリング
	8 援助を必要とするこどもや家庭への支援						
	8-1 障がい児支援・医療的ケア児等への支援						
	51	発達障がい者支援センターでの相談件数	補完指標	R7	2,017 ヶ所	R6 1,911 ヶ所	モニタリング
	52	障害児通所支援事業所数	設定なし	R7	401 ヶ所	目標 増加を目指す	達成
	53	医療的ケア児等コーディネーターを配置している市町村数	設定なし	R7	36 市町村	目標 増加を目指す	達成
	54	個別的教育支援計画の引継ぎ率(幼・小・中・高)	補完指標	R7	79.7 %	目標 100 %	未達成
	8-2 児童虐待防止対策の強化						
	55	児童虐待相談対応件数	補完指標	R7	※R8.8頃公表予定 件	R6 1,868 件	モニタリング
	56	妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	設定なし	R7	※R9.4頃公表予定 市町村	R6 51 市町村	モニタリング
	57	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	設定なし	R6	51 市町村	目標 59 市町村	未達成
	8-3 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援						
	58	里親等委託率	設定なし	R6	34.6 %	目標 増加を目指す	達成
	8-4 ヤングケアラーへの支援						
	59	家族の世話や家事で、自分の時間(勉強や友達と遊ぶ時間など)が十分に取れないことがある	—	R7	1.92 点	R6 1.90 点	モニタリング
	9 犯罪などの危険からこどもを守る取組						
	60	交通事故や犯罪に巻き込まれる心配や不安がなく、安全・安心に生活できる【再掲】	—	R7	3.86 点	R6 3.89 点	モニタリング
	61	犯罪発生件数(刑法犯認知件数)	補完指標	R7	8,674 件	目標 増加を目指す	達成
	62	子ども(中学生以下)の交通事故死傷者数【再掲】	基本指標	R7	289 人	目標 減少を目指す	未達成
	63	通学路における安全対策の完了率【再掲】	補完指標	R7	68.0 %	目標 62.0 %	達成

< 基本的施策Ⅱ > こどもの育ちに応じた施策

〔基本的施策〕

〔施策の展開〕



【基本的施策の概要】

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保とともに、こどもの居場所づくりの推進や放課後児童対策のほか、出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実に取り組む。

1 こどもの誕生前から幼児期まで

1-1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

現状・課題・施策の方向	安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりのため、周産期医療に必要な施設・設備の整備や運営を支援し、産科・産婦人科医の確保と育成に努める。 また、母子の健康確保と妊娠・出産の満足度向上を目指し、市町村と連携して健康診査や訪問指導等の母子保健事業を充実させる。 さらに、若い世代を中心に妊娠・出産の正しい知識や適齢期について周知啓発を行い、ライフプラン構築を促す。不妊に悩む方に対しては、不妊専門相談センターによる相談体制を整備するとともに、保険適用外の高額な治療への経済的支援や、仕事と治療を両立できる環境の支援を推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	R7 実績	129,588 千円
事業概要	質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、県民が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、福島県立医科大学に設置している、ふくしま子ども・女性医療支援センターの運営を支援する。		
事業実績	周産期医療を担う人材を育成し、県内に定着させるため、ふくしま子ども・女性医療支援センターにて下記の事業を行った。 ①医大附属病院での高度・専門医療の指導及び実践・・・産婦人科、小児科、小児外科で随時実施 ②県内拠点病院への医療支援・・・各教員による県内医療機関への医療支援(5名・468回) ③スキルアップのための講習会・研修等の実施・・・各地域ごとに開催 ④学内における教育・研究支援・・・ハンズオントレーニング、講義等を定期的に開催 ⑤広報・啓発活動の実施・・・福島民報へのコラム連載、小児科・産婦人科専攻医向けパンフレット作成、開設 10 周年記念誌発刊等		
◆主な関連事業			
事業名	福島県周産期医療システム整備事業	R7 実績	119,564 千円
事業概要	妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制を確保することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進する。		
事業実績	妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制を確保することにより、県民が安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、総合周産期母子医療センター運営に対する補助等を行った。		
◆主な関連事業			
事業名	不妊治療支援総合対策事業 (小事業：福島県不妊治療等体制強化事業)	R7 実績	100,171 千円
事業概要	高度な医療体提供体制を備える福島県立医科大学附属病院生殖医療センターの診療体制を強化するとともに、「福島県不妊症・不育症支援ネットワーク協議会」を中心に、不妊症及び不育症に悩む方への支援を行う。また、不妊治療と仕事の支援についてセミナーを開催し理解促進を図る。 さらに、各保健福祉事務所で不妊症等の悩みに対応できる相談窓口を設け、また、より専門的な相談については医師や不妊カウンセラー等の専門家に相談できる「福島県不妊専門相談センター」継続してを設置します。		
事業実績	・センター受診数：12,700 件 ・不妊相談数：26 件(電話 10 件、Zoom3 件、面談 13 件)		

1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実

現状・課題・施策の方向	幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。そのため、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で質の向上を図ることが求められる。障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ、様々な文化を背景に持つこどもなど、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく。		
◆主な関連事業			
事業名	えがお輝くふくしまの保育支援事業	R7 実績	35,038 千円
事業概要	子どもたちを取り巻く「ヒト」(保育士)、「モノ」(遊具等の整備)、「コト」(遊びや活動)の改善を一体的に図り、県全体の保育の質を向上させるとともに、地域で子どもを育む意識を醸成する。		
事業実績	・遊びの環境改善を実施した施設への補助等:12 施設への補助。ワークショップ 6 回(参加者 80 名)、事例発表会1回開催(参加者 106 名) ・保育所等への臨床心理士等の派遣等:35 施設、計 175 回派遣。セミナー3 回開催(参加者 97 名) ・保育士支援アドバイザーによる巡回相談支援:延べ 84 施設に訪問、延べ 225 人にアドバイスを実施。情報・意見交換会3回開催(参加者 37 人)		
◆主な関連事業			
事業名	私立学校運営費時補助金(一般分) (小事業:幼稚園等心身障がい児教育費)	R7 実績	237,222 千円
事業概要	心身障がい児教育の充実振興を図るため、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園が行う、心身障がい児を受け入れ、専任の教職員を配置する取組を支援する。		
事業実績	心身障がい児が在園する私立幼稚園及び認定こども園の計 66 園に対して補助を実施した。		
◆主な関連事業			
事業名	保育士修学資金貸付等事業	R7 実績	104,171 千円
事業概要	保育士資格取得のための修学資金や保育士として勤務していない者の再就職のために必要な経費等を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。		
事業実績	保育士の取得資格を目指す指定保育士養成施設に在学している学生に対し、修学資金貸付を行った(新規 84 件、継続 122 件)。		

2 学童期・思春期

2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実

現状・課題・施策の方向	学校は単なる学習の場にとどまらず、安全・安心に過ごし他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所である。こどもの最善の利益の実現や、格差縮小、社会的包摂の観点から、学校生活をさらに充実したものとしていく。 また、ライフスタイルの変化に伴う朝食の欠食や孤食など、食習慣の乱れと肥満との関連を注視する必要がある。この課題に対処するため、こどもや保護者への望ましい食生活の普及、健康な食習慣の定着、体験型食育の充実、地産地消の推進を図る。家庭、学校、地域が一体となった食育推進体系の整備を強力に推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	一人一人を伸ばすふくしま学力向上推進事業	R7 実績	51,060 千円

事業概要	一人一人の学力を確実に伸ばす観点に立ち、本県児童生徒の学習内容の定着度や学力の伸びを把握するとともに、学習に対する意識や生活の様子などの状況を調べ、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。		
事業実績	・R7 年 4 月 23 日から 5 月 9 日の期間で調査を実施 ・埼玉県教委との連携協力協定の下、埼玉県を訪問し、次年度以降の取組について情報交換及び実践校の視察を実施した(2 月 19 日・20 日)。 ・「分析支援ツール」を 10 月に公開した。 ・「報告書」を 11 月に公開した。 ・「学力の伸びを引き出した学校の取組事例集」を 12 月に公開した。		
◆主な関連事業			
事業名	福島スクール・サポート・スタッフ事業	R7 実績	457,705 千円
事業概要	各学校に設置した働き方改革推進委員会を中心に、ボトムアップによる教員の働き方改革を進め、各校の管理職及び委員等を対象に、校内の業務改善に関する研修会等を実施し、各学校の働き方改革の取組を支援する。		
事業実績	・義務教育学校 584 校配置予定のところ 552 校へ配置完了 ・高等学校 76 校配置予定のところ 76 校へ配置完了 ・特別支援学校 25 校配置予定のところ 24 校へ配置完了		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしまプライド農林水産物販売力強化事業 (小事業:「ふくしま」ブランド拡大推進対策(ふくしま旬の食材等活用推進事業))	R7 実績	63,302 千円
事業概要	学校等給食における県産農林水産物の積極的な活用を促し、給食を通じた地産地消及び食育を推進するため、給食提供施設が考案する旬の地元産食材を使用した給食メニュー及びそれに基づく食育活動に対し、使用された県産食材費を支援する。 併せて、給食提供施設が考案した給食メニュー及びそれに基づく食育活動の中から地産地消及び食育推進に活用できる優良事例を選定。給食に使用された農林水産物の生産者の思い、工夫を凝らした食育活動等を取材し、食育推進動画を制作する。		
事業実績	学校等給食提供施設が考案する旬の県産農林水産物を使用した給食メニュー及びそのメニューに基づく食育活動を募集し、当該給食に係る県産食材費を支援した。また、支援を行った施設の中から優良事例を2事例選定し、県産農林水産物の魅力、生産にかける思い、苦労、子どもたちへのメッセージなどをまとめた動画「生産者篇」2本と、県産食材を活用した給食メニューの工夫や趣向を凝らした食育活動などを照会する動画「学校篇」2本の計4本を制作した。制作した動画については、YouTube、農産物流通課のホームページ等にアップロード後、各学校や施設、家庭において地産地消や食育の推進に向け視聴してもらうよう促した。 【支援人数】小学校 250 校:50,588 人、中学校 150 校:31,035 人、義務教育学校 4 校 1,670 人、保育所等 75 施設: 5,457 人 【支援総額】46,811,831 千円		

2-2 こどもの居場所づくり

現状・課題・施策の方向	こども・若者の「居場所」とは、遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性のすべてを指す。その場を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めるものであるという前提に立つことが重要である。すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持てるよう、地域社会全体で居場所づくりを推進していく。
-------------	---

◆主な関連事業			
事業名	こどもの居場所づくり支援事業 (小事業:こどもの居場所づくり支援事業)	R7 実績	5,325 千円
事業概要	こどもの居場所の新規開設やこどもの居場所を広域的に支援する事業にかかる経費を補助する。		
事業実績	こどもの居場所を新たに開設する事業及びこどもの居場所を広域的に支援する事業に補助金を交付した。 ・補助金交付件数:17 件、交付額:5,325 千円		
◆主な関連事業			
事業名	不登校・いじめ等対策推進事業	R7 実績	7,609 千円
事業概要	不登校や不登校傾向にある児童生徒等に対して、オンラインを活用して社会とつながる場や学びの場を提供するとともに、学習相談や学習支援、児童生徒同士の交流支援を行い、不登校児童生徒の社会的自立を援助する。		
事業実績	小学校 6 校、中学校 34 校にスペシャルサポートルームを配置。中学校3校によるいじめ防止ラウンドテーブルの開催。専任アドバイザー委託事業での第1回体験プログラム(二本松)に 28 人、第2回体験プログラム(東京都港区)に 7 人、第3回オンラインプログラムに 4 名が参加。学習サポーターは教育支援センター未設置市町村へ4名を派遣。7地区の域別シンポジウムの実施完了。		
◆主な関連事業			
事業名	放課後児童クラブ人材確保支援事業	R7 実績	10,907 千円
事業概要	放課後児童クラブの広報活動等により認知度や関心度を高め、多様な人材を発掘するとともに、保育士・保育所支援センターのマッチング機能等を活用し、働き手を確保しやすい体制を整え、また長期休業期の働き手確保も支援することにより、待機児童の解消を図る。		
事業実績	長期休業期間中のアルバイト雇用に係る経費の一部補助を行った。 53 施設 134 名		
◆主な関連事業			
事業名	保育の質の向上支援事業 (小事業:放課後児童支援員等資質向上研修事業)	R7 実績	6,083 千円
事業概要	放課後児童支援員の質の向上を図るため、初任者研修、中堅者研修、専門研修を実施する。		
事業実績	研修を実施し、403 名が修了した。 (初任者 144 名、中堅者 125 名、専門 134 名)		

2-3 小児医療体制やこころのケアの充実

現状・課題・施策の方向	少子化や医療費無料化に伴う軽症者の救急受診増が懸念される中、福島県は小児医療体制の充実を図る。具体的には、適正受診を推進しつつ、休日・夜間を含め、身近な地域での初期救急から重症度に応じた専門・入院医療までをいつでも安心して受けられる体制を構築する。また、子どもや若者が心身の健康や性に関する正しい知識を得て、セルフケアやSOS発信、適切なサポートを行えるよう、教育、啓発、相談支援を推進する。		
◆主な関連事業			
事業名	地域医療介護総合確保事業(医療従事者の養成・確保)小児救急電話相談事業	R7 実績	6,862 千円

事業概要	夜間に急変した小児を持つ保護者に対し、必要な相談及び医療機関等の情報提供が可能な民間企業と契約を締結し、#8000 を利用した電話相談事業を行う。
事業実績	小児科医の負担軽減を図るため、夜間に急変した小児を持つ保護者に対応する電話相談事業を実施した。 ・相談対応件数:13,543 件

2-4 将来の自立に向けた情報提供や教育

現状・課題・施策の方向	こども・若者が社会の構成員として主体的に地域課題の解決を担い、他者と協働して生き抜く力を培うため、発達に応じて主権者教育を推進する。また、学びと自己の将来とのつながりを見通せるよう支援を行い、社会的・職業的な自立に向けた基盤となる資質や能力の育成を図る。これらを通じて、子ども・若者が社会の中で自立し、連携しながら自らのキャリアを切り拓き、社会に貢献できる取組を推進していく。		
◆主な関連事業			
事業名	介護のしごと魅力発信事業	R7 実績	61,207 千円
事業概要	介護の仕事の魅力を伝える映像の YouTube 等による発信や体験型親子イベントの開催等により、小学生、中学生、高校生等を対象に介護の仕事に触れる機会を提供するとともに、若手介護職員や介護の魅力を多角的な視点で説明できる者を高校等に派遣するなど、介護職の魅力ややりがい等を伝える。		
事業実績	・YouTube 動画発信 5 本 ・体験型親子イベント 5 回 456 人参加 ・高校への出前授業 15 回		
◆主な関連事業			
事業名	『感動！ふくしま』プロジェクト (小事業：未来の産業人材確保のための体験プログラム事業)	R7 実績	134,679 千円
事業概要	小中学生向け工場見学やアウトオブキッツニア等の職場体験を通して、将来を担う子どもたちの地域への愛着や興味を育み、職業観の醸成を図る。		
事業実績	○小中学生向け工場見学 ・見学回数 延べ 204 回 ○親子企業体験イベント ・2地域で開催 参加者数 延べ 1,130 人		

2-5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

現状・課題・施策の方向	いじめはこどもの心身や生命に重大な危険を及ぼす許されない行為であり、未然防止や早期発見、解決に向けた対策強化が必要である。不登校はどのこどもにも起こり得るもので、それ自体を問題行動と捉えない配慮が基本となる。本人や家庭、学校の要因が複雑に絡むため、学習機会の選択肢を増やすことが重要だ。これらを通じて、すべてのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう支援していく方針である。		
◆主な関連事業			
事業名	スクールカウンセラー活用事業	R7 実績	97,322 千円
事業概要	東日本大震災で被災した県立高等学校及び避難した生徒を受け入れている県立高等学校に SC を派遣し、生徒の心のケアをする。また、生徒の問題行動や不登校等の未然		

	防止のため、生徒の状況を早期に把握し、対応するとともに、教職員の教育相談に関する資質向上を図る。
事業実績	全ての県立高等学校72校にスクールカウンセラーを配置し、生徒の心のケアを行った。生徒の問題行動や不登校等の未然防止のため、生徒の状況を早期に把握し、対応できるように努めた。

3 青年期

3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援

現状・課題・施策の方向	若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を着実に実施していく。 また、在学段階から職業意識の形成支援を行うとともに、学生のキャリア形成を支援していく。		
◆主な関連事業			
事業名	医療従事者修学資金貸与事業 (小事業：理学療法士等修学資金貸与事業、保健師等修学資金貸与事業)	R7 実績	266,070 千円
事業概要	看護職及び理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師の確保と定着促進を図るため、養成施設の在学者で卒業後に県内の対象施設で業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与する。		
事業実績	・理学療法士等修学資金 計 241 名(新規貸与 80 名、継続貸与 161 名) ・保健師等修学資金 計 190 名(新規貸与 74 名、継続貸与 116 名)		

3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定

現状・課題・施策の方向	地域の魅力的な企業や労働者の情報を発信し、若者の県内就職と地域定着を図る。そのため、相応の賃金や安定した雇用、やりがいを満たす雇用を創出し、キャリア形成を支援して将来の生活基盤を整える。特に本県では若者や女性の流出が深刻であるため、彼らが安心して働き、活躍できる環境の整備を重要視する。こうした施策を通じて、若者が将来への展望を持って生活できる地域づくりを進めていく方針である。		
◆主な関連事業			
事業名	ふるさと福島若者人材確保事業 (小事業:ガイダンス等開催事業)	R7 実績	920 千円
事業概要	県内外の学生等を対象に、合同企業面接会や説明会等を開催し、県内企業への就職促進を図る。		
事業実績	県内外の学生等に県内企業の魅力情報を発信し、県内企業への就職促進を図るため、福島労働局と共催で開催する合同企業説明会等を開催した。 ・8/8 福島就職面接会&企業説明会(企業 148 社、参加者のべ 92 名) ・10/20 年度後半における集中的な就職面接会(企業 50 社、参加者のべ 79 名) ・3/3 企業説明会&業界研究会(企業 134 社、参加者のべ 67 名)		
◆主な関連事業			
事業名	『感動！ふくしま』魅力ある職場づくり促進事業	R7 実績	84,515 千円

事業概要	「企業の魅力アップ奨励金」において、女性の役員や管理職の増加の取組に対し奨励金を支給するほか、福島県次世代育成支援企業認証制度においても、同様の取組に対し加点・評価する。
事業実績	・企業の魅力アップ奨励金 160 件交付 ・次世代育成支援企業認証 195 件認証 累計 1,453 件

3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実

現状・課題・施策の方向	未婚の県民の約7割が結婚を希望する一方、適当な相手との巡り合いや出会いの機会の不足が課題となっている。このため、マッチングシステムの高度化や、市町村・企業との連携強化を推進する。これにより、独身男女の出会いの機会を創出し、若者の結婚支援などをより充実させていく。希望する誰もが結婚への一歩を踏み出せるよう、地域全体で多様な支援策を展開していく方針である。		
◆主な関連事業			
事業名	結婚・子育て応援事業 (小事業：ふくしまえんむすび事業)	R7 実績	66,076 千円
事業概要	結婚を望む方が結婚し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに向け、新たに結婚支援システム「はぴ福なび」のマッチング機能の拡充や、交際中の会員の相談支援等を行う。		
事業実績	・ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」登録者数 1,567 人(R8.3.31 現在) ・市町村合同婚活イベント参加者数 186 人		
◆主な関連事業			
事業名	結婚・子育て応援事業 (小事業：結婚新生活応援事業)	R7 実績	103,487 千円
事業概要	新婚世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の家賃、引越費用等)を支援する市町村へ補助金を交付する。		
事業実績	38 市町村に 103,487 千円補助		

3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援

現状・課題・施策の方向	ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図る。		
◆主な関連事業			
事業名	ひきこもり対策推進事業	R7 実績	31,624 千円
事業概要	ひきこもり本人やその家族の一次相談窓口として「ひきこもり相談支援センター」を運営する。また、専門家を講師としたひきこもり家族教室や公開講座、地域連携による居場所の掘り起こしのほか、ひきこもりサポーターの養成を目的とした研修会を開催する。		
事業実績	福島県ひきこもり相談支援センターを運営し、ひきこもり本人とその家族からの相談に対応した。 ・委託先：特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク 延べ相談件数：1,047 件 相談対象となるひきこもり本人の実人数：240 人 ・各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や公開講座を開催した。 延べ参加人数：309 人(43 回開催) ・ひきこもり地域協議会及びひきこもり支援者研修会を3回実施した。		

	参加者数延べ 105 名 ・ひきこもりサポーター養成研修を4回開催した。 研修受講者延べ 160 名、サポーター登録者：22 名
--	---

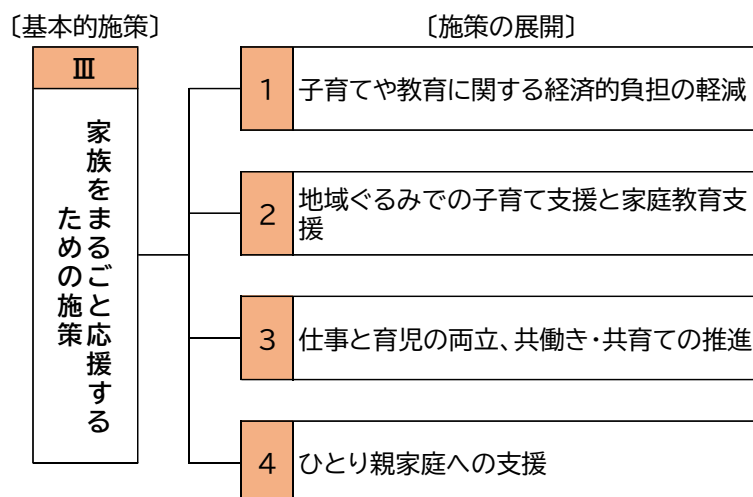
< 基本的施策Ⅱに係る指標一覧① >

	No	指標名	総合計画	年	実績値 (最新値)	目標値・前回実績値	達成状況
Ⅱ こどもの育ちに応じた施策	1 こどもの誕生前から幼児期まで						
	1-1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保						
	64	妊娠・出産について満足している者の割合	設定なし	R6	88.9 %	目標 増加を目指す	達成
	65	周産期死亡率	基本指標	R7	3.4 %	目標 3.5 ‰	達成
	66	分娩取扱医師数(人口10万対)	基本指標	R6	41.5 人	目標 33.2 人	未達成
	67	分娩を取扱う助産師数(常勤)	設定なし	R7	329 人	目標 386 人	未達成
	68	乳児死亡率(出生数千人対)	設定なし	R7	2.2 %	目標 減少を目指す	未達成
	69	産後うつ傾向の割合	設定なし	R6	9.4 %	目標 減少を目指す	達成
	70	養育支援訪問事業実施市町村数	設定なし	R7	26 市町村	目標 増加を目指す	達成
	71	出産後1か月時の母乳育児の割合(混合栄養を含む)	設定なし	R6	88.6 %	目標 増加を目指す	達成
	72	妊婦の喫煙率	設定なし	R6	1.9 %	目標 減少を目指す	未達成
	73	妊娠中のパートナーの喫煙率	設定なし	R7	※R9.4頃 公表予定 %	R6 24.9 %	モニタリング
	74	3歳児のむし歯のない者の割合	設定なし	R6	90.1 %	目標 88.9 %	達成
	75	麻しん・風しん予防接種率(第1期)	補完指標	R6	95.1 %	目標 98.0 %	未達成
	76	麻しん・風しん予防接種率(第2期)	補完指標	R6	93.4 %	目標 98.0 %	未達成
	77	1歳6か月児健康診査の受診率	設定なし	R6	96.8 %	目標 100.0 %	未達成
	78	3歳児健康診査の受診率	設定なし	R6	97.7 %	目標 100.0 %	未達成
	79	乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数【再掲】	設定なし	R6	59 市町村	目標 59 市町村	達成
	80	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある市町村数	設定なし	R6	57 市町村	目標 59 市町村	未達成
	1-2 こどもの育ちの保障と遊びの充実						
	81	保育所入所希望者に対する待機児童数の割合	基本指標	R7	0.01 %	目標 0.00 %	未達成
	82	保育士等の不足により定員まで預かれない施設における不足する保育士等の数	設定なし	R7	72 人	目標 79 人	達成
	83	地域子育て支援拠点施設数	設定なし	R7	134 ヶ所	目標 増加を目指す	達成
	2 学童期・思春期						
	2-1 こどもが安心して過ごし学ぶことができる学校教育の充実						
	84	通っている学校や学校生活が好き【再掲】	—	R7	4.15 点	R6 4.03 点	モニタリング
	85	学校や地域の中で、地域の方々と一緒に学んだり、活動したりする機会が十分にある【再掲】	—	R7	3.48 点	R6 3.41 点	モニタリング
	86	自分は心も体も健康であると思う【再掲】	—	R7	4.14 点	R6 4.00 点	モニタリング
	87	福島県産の農作物や水産物は安全で安心できる	—	R7	4.52 点	R6 4.54 点	モニタリング
	88	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国＝100)(公立小・中学校)【小5男】	基本指標	R7	99.2	目標 99.4 以上	未達成
	89	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国＝100)(公立小・中学校)【小5女】	基本指標	R7	101.2	目標 101.5 以上	未達成
	90	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国＝100)(公立小・中学校)【中2男】	基本指標	R7	101.2	目標 99.6 以上	達成
	91	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における新体力テストの全国平均との比較割合(全国＝100)(公立小・中学校)【中2女】	基本指標	R7	101.4	目標 100.1 以上	達成
	92	自分手帳の活用率【小学生】	基本指標	R7	100 %	目標 100 %	達成
	93	自分手帳の活用率【中学生】	基本指標	R7	97.1 %	目標 96.0 %	達成
	94	自分手帳の活用率【高校生】	基本指標	R7	25.3 %	目標 57.4 %	未達成

< 基本的施策Ⅱに係る指標一覧② >

	No	指標名	総合計画	年	実績値 (最新値)	目標値・前回実績値		達成状況
Ⅱ こどもの育ちに 応じた施策	95	地域の人と連携した授業等を複数回行った教員の割合(小・中・高・特別支援学校)	補完指標	R6	77.0 %	目標	増加を目指す	未達成
	96	肥満傾向児出現率の全国平均との比較値(全国=100)(幼・小・中・高)	基本指標	R7	134.1 %	目標	118.8 %	未達成
	97	12歳でむし歯のない者の割合	基本指標	R7	70.4 %	目標	65.0 %以上	達成
	98	食育推進計画を作成している市町村の割合	設定なし	R7	100 %	目標	100 %	達成
	99	朝食を食べる児童生徒の割合(小・中・高・特別支援学校))	補完指標	R7	95.1 %	目標	98.1 %	未達成
	2-2 こどもの居場所づくり							
	100	家や学校のほかにも、安心して過ごせて、居心地がよく、自分の個性が認められる居場所がある	—	R7	4.23 点	R6	4.14 点	モニタリング
	101	こどもの居場所の設置数(こども食堂など)	設定なし	R7	221 ヶ所	目標	増加を目指す	達成
	102	放課後児童クラブの申込児童に対する待機児童数の割合	基本指標	R7	1.1 %	目標	0.0 %	未達成
	2-3 小児医療体制やこころのケアの充実							
	103	病気やけがをしたとき、安心して診てもらえる医者や病院がある	—	R7	4.43 点	R6	4.39 点	モニタリング
	104	自分は心も体も健康であると思う【再掲】	—	R7	4.14 点	R6	4.00 点	モニタリング
	105	小児科医師数(人口10万対)	基本指標	R6	119.0 人	目標	115.8 人	達成
	106	こども医療電話相談(#8000)を知っている親の割合	設定なし	R7	※R9.4頃 公表予定 %	R6	※設問削除のため実績なし %	モニタリング
	107	十代の人工妊娠中絶率【再掲】	設定なし	R6	2.8 %	目標	減少を目指す	達成
	2-4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育							
	108	将来の夢や目標、なりたい職業・やりたい仕事がある	—	R7	3.97 点	R6	3.87 点	モニタリング
	109	自分は、大人になって社会に出ても生活していけると思う	—	R7	3.71 点	R6	3.69 点	モニタリング
	110	地元自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合(高等学校)	基本指標	R7	100 %	目標	90 %	達成
	2-5 いじめ防止と不登校の子どもへの支援							
	111	不登校の児童生徒数(小・中学校) ※1,000人当たりの出現率	基本指標	R7	※R8.10頃 公表予定 人	R6	34.5 人	モニタリング
	112	不登校の児童生徒数(高校) ※1,000人当たりの出現率	基本指標	R7	※R8.10頃 公表予定 人	R6	11.0 人	モニタリング
	3 青年期							
	3-1 高等教育の修学支援やキャリア形成支援							
	※指標なし							
	3-2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定							
	113	福島県は将来の夢をかなえられる場所だと思う	—	R7	3.56 点	R6	3.51 点	モニタリング
	114	新規大学等卒業者の県内就職率	補完指標	R7	46.9 %	目標	55.5 %	未達成
	115	県内企業に就職した高卒者の離職率	補完指標	R7	33.9 %	目標	39.05 %	達成
	116	移住者数	基本指標	R7	4,033 人	目標	3,429 人	達成
	117	地域において、女性の社会参加が進んでいると回答した県民の割合(意識調査)	基本指標	R7	27.3 %	目標	44.0 %	未達成
	118	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合	設定なし	R7	※R9.4頃 公表予定 %	R6	※設問削除のため実績なし %	モニタリング
	119	民営事業所の管理職における女性の割合(係長相当職以上の女性比率)	基本指標	R7	21.1 %	目標	24.6 %	未達成
	120	男女の賃金格差(男性を100とした場合の女性の比率)<全年齢平均>	補完指標	R7	75.6 %	R6	76.0 %	モニタリング
	3-3 出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実							
	121	婚姻件数【再掲】	基本指標	R7	5,484 件	目標	5,800 件	未達成
	3-4 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援							
	122	ひきこもり相談支援センターでの相談件数	設定なし	R7	1,047 件	R6	904 件	モニタリング

< 基本的施策Ⅲ > 家族をまるごと応援するための施策



【基本的施策の概要】

子育てや教育に関する経済的負担、地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援、ひとり親家庭へ支援などに取り組む。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状・課題・施策の方向	幼児教育・保育、そして医療費の無償化に加え、高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目なく子育て世帯の負担軽減を図る。		
◆主な関連事業			
事業名	ふくしま保育料支援事業	R7 実績	89,053 千円
事業概要	保育所等及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を軽減する事業に係る経費の一部を補助する。		
事業実績	保育所等及び認可外保育施設を利用する多子世帯の保育料負担を軽減する事業に係る経費の一部を補助した。		
◆主な関連事業			
事業名	子どもの医療費助成事業	R7 実績	4,697,741 千円
事業概要	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う乳幼児医療費助成事業及び子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。		
事業実績	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う乳幼児医療費助成事業及び子ども医療費助成事業に対して補助金を交付した。 補助先 59 市町村		
◆主な関連事業			
事業名	高校・大学等奨学資金貸付金	R7 実績	181,277 千円
事業概要	能力があるにもかかわらず経済的理由により修学困難と認められる大学生・高校生等に対する奨学資金の貸与、大学入学時の一時金貸与を行う。		
事業実績	年間の貸与者数(R8 年 3 月末時点) 【高校】 ① 継続貸与者 62 名 ② 新規貸与者 51 名 ③ 震災特例採用継続貸与者 8 名 ④ 震災特例採用新規貸与者 2 名 【大学】 ① 継続貸与者 89 名 ② 新規貸与者 38 名 ③ 入学一時金 0 名		

2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援

現状・課題・施策の方向	地域の中で子育て家庭が支えられるよう、保育所や放課後児童クラブなどを活用して、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う。また、子育てに関する様々な不安や悩みについて、気軽に相談できるような体制づくりを進めるとともに、子育てに関する正しい知識等について、幅広くきめ細かな情報提供を行う。 保護者が家庭において、こどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため、保護者が学ぶことや、身近に相談相手がいない状況にある保護者を切れ目なく支援することができるよう、訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及を図るなど、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する。
◆主な関連事業	

事業名	子育て・子育て環境づくり総合対策事業 (小事業:地域で支える子育て推進事業)	R7 実績	7,845 千円
事業概要	地域全体で子育てを支援する機運の向上を図るため、民間団体が行う地域の子育て支援の取組に対して補助を行う。		
事業実績	民間団体が実施する地域の子育て支援や市町村が独自の創意工夫により実施する子育て支援について補助を行った(民間団体 15 件)。		
◆主な関連事業			
事業名	地域の子育て支援事業	R7 実績	3,472,612 千円
事業概要	市町村が地域の実情に応じて市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する地域の子育て支援事業を支援するために交付金を交付する。		
事業実績	地域子ども・子育て支援事業を実施している 56 市町村に交付金を交付した。		
◆主な関連事業			
事業名	世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	R7 実績	3,641 千円
事業概要	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統をこどもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地で開催し、本県の復興を担うこどもたちを社会全体で育てる。		
事業実績	・地域の寺子屋セミナー 6回開催 参加者 150 名 ・寺子屋交流会 14 回開催 参加者 592 名		
◆主な関連事業			
事業名	地域でつながる家庭教育応援事業	R7 実績	937 千円
事業概要	「親の学び」を支援するために、連合PTAや企業等と連携し、親自身が学ぶ機会が充実するよう支援する。また、子育てをする親を支援する家庭教育支援者の養成・育成をする研修会を行う。さらに、行政機関等と連携しながら、子育てや家庭教育を応援する「家庭教育支援チーム」の設置を促進する。		
事業実績	県内7地区で地区別研修会、県でスキルアップ研修会を実施し、369 名の参加を得た。家庭教育支援チーム登録数は、35 チームとなり、昨年度より 5 チームの増となっている。		

3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進

現状・課題・施策の方向	家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。特に、男性の育児休業が当たり前になる社会の実現に向けて、官民一体となって取り組み、男性の家事・子育てに参画したいという希望をかなえるとともに、その主体的な参画を社会全体で後押ししていく。		
◆主な関連事業			
事業名	ともに輝くふくしまライフスタイル推進事業 (小事業:「とも家事」推進事業)	R7 実績	46,597 千円
事業概要	「とも家事」ふくしまポータルサイトを開設し、とも家事を実践している家族の紹介や家事に関するお役立ち情報などを発信する。		
事業実績	性別に関わらず共に協力し合って家事に取り組む「とも家事」を推進するため、ポータルサイトを開設するとともに、キックオフイベントや推進キャンペーンを実施した。		
◆主な関連事業			
事業名	結婚・子育て応援事業 (小事業:ふくしま育パパ事業)	R7 実績	3,152 千円

事業概要	プレパパ、パパを対象としたセミナー、相談会及び意見交換会を開催する。		
事業実績	育パパセミナー 6回開催(参加者:68 家族 146 名)		
◆主な関連事業			
事業名	『感動！ふくしま』魅力ある職場づくり促進事業 (小事業:意識改革推進事業)	R7 実績	19,124 千円
事業概要	イクボスに関する講座を開催して、ワーク・ライフ・バランスを自ら実践し働きやすい職場づくりを推進する経営者(イクボス)を増やし、県内のイクボスの普及促進を図る。		
事業実績	働き方改革・イクボス出前講座 10 回実施		

4 ひとり親家庭への支援

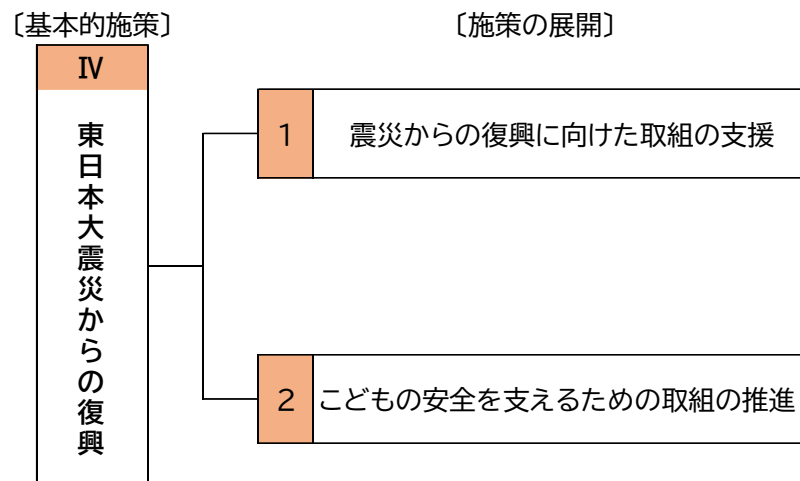
現状・課題・施策の方向	令和6年6月に実施した「ひとり親家庭実態調査」では、経済的支援、生活支援を求める声が多かったことから、引き続きひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等に取り組む。また、養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活の安定のために重要な取組であることから、養育費確保に向けた支援に取り組む。		
◆主な関連事業			
事業名	母子家庭等自立支援総合対策事業 (小事業:ひとり親家庭等生活支援事業)	R7 実績	2,724 千円
事業概要	ひとり親家庭の親等に対して、生活一般の相談支援や食育、家計管理等の講習会の開催及び交流会、情報交換を実施することにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図る。		
事業実績	ひとり親家庭の生活を支援するため、県内で事業を実施した。 ・実施回数 9回 (福島市、会津若松市、郡山市、いわき市(2回)、喜多方市、南相馬市、猪苗代町、玉川村) ・参加人数 計 96 名 ・内容 家計管理・生活支援講習会、就職相談、参加者同士の情報交換、生活の悩み相談 等)		
◆主な関連事業			
事業名	養育費に係る周知	R7 実績	0 千円
事業概要	養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活のためにも重要な取組であることから、養育費の負担は、親としてこどもが自立するまで支えなければならないことや、養育費の取り決めを行うこと等について、市町村等関係機関との連携を図りながら、積極的に周知していく。		
事業実績	養育費の確保は、こどもの健やかな成長やひとり親家庭の生活のためにも重要な取組であることから、養育費の負担は、親としてこどもが自立するまで支えなければならないことや、養育費の取り決めを行うこと等について、市町村等関係機関との連携を図りながら、周知した。		

< 基本的施策Ⅲに係る指標一覧 >

Ⅲ 家族をまろごと応援するための施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減									
※指標なし									
2 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援									
123	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	設定なし	R6	94.3 %	目標	増加を目指す	未達成		
124	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	設定なし	R6	82.4 %	目標	増加を目指す	達成		
125	延長保育実施施設数	設定なし	R7	405 ヶ所	目標	増加を目指す	達成		
126	病児保育実施施設数	設定なし	R7	53 ヶ所	目標	増加を目指す	達成		
127	ファミたんカード協賛店舗数【再掲】	設定なし	R7	3,875 店舗	目標	4,500 店舗	未達成		
3 仕事と育児の両立、共働き・共育での推進									
128	家族といっしょに過ごす時間が十分にある	—	R7	4.34 点	R6	4.35 点	モニタリング		
129	福島県次世代育成支援企業認証数	基本指標	R7	1,453 社	目標	1,232 社	達成		
130	男性の育児休業の取得率 (民間(事業所30人以上))	基本指標	R7	55.2 %	目標	50.4 %	達成		
131	男性職員の育児休業の取得率 (福島県※知事部局)	基本指標	R7	100.8 %	目標	100 %	達成		
132	男性職員の育児休業の取得率 (福島県内市町村※首長部局)	補完指標	R6	61.6 %	目標	増加を目指す	達成		
133	協力しあって家事・育児をしている割合	設定なし	R6	72.4 %	目標	増加を目指す	達成		
134	ポジティブ・アクションの措置がある企業の割合	設定なし	R7	9.1 %	目標	増加を目指す	未達成		
135	年次有給休暇の取得率	設定なし	R7	67.3 %	目標	増加を目指す	未達成		
136	女性就業率	設定なし	R7	※公表時期未定 %	R2	50.6 %	モニタリング		
137	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合【再掲】	設定なし	R7	※R9.4頃公表予定 %	R6	※設問削除のため実績なし %	モニタリング		
138	出産、育児等を理由とした退職者の再雇用特別措置を設けている企業の割合	設定なし	R7	21.1 %	目標	増加を目指す	未達成		
4 ひとり親家庭への支援									
139	ひとり親家庭への医療費助成事業受給資格登録世帯数	設定なし	R7	12,746 世帯	R6	13,271 世帯	モニタリング		
140	ひとり親家庭の親の就業率	設定なし	R6	※次回はR10調査予定 %	R5	92.8 %	モニタリング		

< 基本的施策Ⅳ > 東日本大震災からの復興



【基本的施策の概要】

震災からの復興に向けた取組を支援するとともに、こどもの安心を支えるための取組を推進する。

1 震災からの復興に向けた取組の支援

現状・課題・施策の方向	震災後の放射線不安に伴う外遊びの制限は、こどもの運動不足や肥満傾向という影響を残している。そのため、屋内外の遊び環境づくりや運動機会の確保を継続する。 また、将来の健康不安に対し、児童生徒が自ら健康課題に取り組む自己マネジメント能力を育成する。 さらに、震災を経験していないこどもが増える中、風化を防ぎ復興と向き合い理解するための取り組みを支援し、未来を担うこどもたちを社会全体で支える。		
◆主な関連事業			
事業名	風評・風化対策強化事業 (小事業:ふくしまの魅力・情報発信連携事業)	R7 実績	36,338 千円
事業概要	根強い風評と時間の経過とともに進む風化に対応するため、首都圏や西日本の大消費地において、「(ふくしまの復興の姿等)を見る」・「(今の福島の情報を)聞く」ことに加え、「(福島の現状を)学ぶ(理解する)」といった複合的な情報発信を実施し、クイズや絵付け体験などを通して、大人だけでなく、こどもにもわかりやすい情報発信を行う。		
事業実績	東京駅前常盤橋ふくしま情報発信事業により、TOKYO TORCH Park でのふくしまマルシェイベントを 4 回実施した。また、実施した 4 回のイベントにおいて、延べ総数 2,804 人の来場者に対し、クイズや絵付け体験などを通して、大人だけでなく、こどもにもわかりやすく本県の正確な情報や県産品・地域の魅力を発信することができた。		
◆主な関連事業			
事業名	東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業	R7 実績	29,347 千円
事業概要	県内外の小中高の児童・生徒が東日本大震災・原子力災害伝承館学習を活用して行う学習活動に対し支援する。加えて、障がいのある方の更なる社会参加促進を目的として、障がいのある方が東日本大震災・原子力災害伝承館を来館される際、同伴する方(1名限り)に対し支援する。		
事業実績	震災の記録や教訓を地域や世代を超えて継承する施設として、県内外の小中学校及び高等学校の児童・生徒が、東日本大震災・原子力災害伝承館を学習活動で訪問する際の費用(入館料、バス費用)の補助を行った。 ・入館料補助 学校数 延べ325校(引率込み 19,321人) ・バス補助 学校数 延べ68校(引率込み 5,214人)		
◆主な関連事業			
事業名	環境創造センター(交流棟)管理運営事業	R7 実績	322,839 千円
事業概要	環境創造センター交流棟施設の維持管理を行うとともに、環境創造センターが担う機能である「教育・研修・交流」に関する取組等を行う。		
事業実績	交流棟等における展示や体験研修を通じた放射線等に係る教育の支援や、本県の未来を創造する力を育むための各年齢層を対象とした研修等を行った。 ・令和7年度コミュタン福島利用者数 96,781 人 ・〃 県内小学校来館数 228 校(56.2%) ・コミュタンサイエンスアカデミア Basic コース 小学4・5年生対象 30 名 Advanced コース 小学6年生、中学生対象 20 名 ・研究体験講座 4 校 延べ 160 名 など		

2 こどもの安心を支えるための取組の推進

現状・課題・施策の方向	震災による健康不安を和らげるため、被ばく線量の評価や健康状態の把握を行い、こどもの健康を長期的に見守る。今なお県内外の避難者や放射線への不安を抱える親子が多く、特に避難地域では帰還・移住の促進へ向けた安心できる環境整備が不可欠である。風評や健康影響への不安が残る子育て現場の現状を踏まえ、長期的な視点で安定した取り組みを行い、相談や援助など心身のきめ細かなケアを推進していく		
◆主な関連事業			
事業名	県民健康調査事業	R7 実績	2,978,738 千円
事業概要	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。		
事業実績	1 県民健康調査の実施 (1)基本調査 回答数 令和 7 年度計:120 件 被ばく線量推計結果送付件数 令和 7 年度計:154 件 (2)甲状腺検査 検査 7 回目を実施 受診者数:21,469 人（令和 7 年 4 月～12 月末時点） 25 歳時の節目の検査を実施(各年度 25 歳を迎える方) 30 歳時の節目の検査を実施(各年度 30 歳を迎える方) (3)健康診査 平成 23 年 3 月 11 日～平成 24 年 4 月 1 日に避難区域等に住民登録していた方々を対象に健康診査を実施した。 既存健診対象外の県民に対し健康診査を実施した。 (4)こころの健康度・生活週刊に関する調査 避難区域等の住民に対し調査票により実施した。 令和 6 年度調査(令和 7 年 4 月～令和 8 年 1 月):1,347 件 令和 7 年度調査(令和 8 年 1 月～3 月):41,361 件 (5)妊産婦に絞る調査 調査結果を周知するとともに、放射線の健康影響等に不安を抱く方の電話相談を実施した。 2 放射線と健康アドバイザーグループ 市町村への助言を、依頼のあった 1 市町村に実施した。		
◆主な関連事業			
事業名	食の安全・安心推進事業 (小事業:食と放射能に関する説明会事業)	R7 実績	68,850 千円
事業概要	県内の消費者に対し、原子力発電所事故を踏まえ、放射能や食の安全性をテーマとした説明会を実施することで、食と放射能に関する理解促進を図る。		
事業実績	「食と放射能に関する説明会」70 回開催(うち学生対象 21 回) ・大学教授などの学識経験者や生産者等を講師として、食と放射能に関する講演を県内各地で開催。 ・座学その他、放射能分析装置による実演・実習等を合わせて実施。 ・対象者:小・中・高校生及び保護者、一般消費者等 ・参加者:1,521 名		
◆主な関連事業			
事業名	子どもの心のケア事業	R7 実績	124,389 千円

事業概要	震災・原発事故により不安を抱えるこどもの心の中長期的に見守っていくため、行政、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における支援体制の強化に取り組む。
事業実績	震災・原発事故により不安を抱えるこどもの心の中長期的に見守っていくため、行政、医療、福祉、教育等の関係機関が連携して「ふくしま子どもの心のケアセンター」を設置し、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における支援体制の強化に取り組んだ。

< 基本的施策Ⅳに係る指標一覧 >

	No	指標名	総合計画	年	実績値 (最新値)	目標値・前回実績値	達成状況
Ⅳ 東日本大震災からの復興	1 震災からの復興に向けた取組の支援						
	141	震災学習の実施率 (学校における震災学習の実施率(小・中学校))	基本指標	R6	98.4 %	目標 100.0 %	未達成
	142	環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数	補完指標	R7	96,781 人	目標 80,000 人	達成
	2 こどもの安心を支えるための取組の推進						
	143	東日本大震災のときに原子力発電所で事故があったことや、事故を起こした原子力発電所が県内にあることで、自分や家族の健康や食べものの安全が心配になることがある	—	R7	2.28 点	R6 2.53 点	モニタリング
	144	食と放射能に関するリスクコミュニケーションの実施件数	補完指標	R7	70 件/年	目標 60 件/年	達成

参考

- ・令和7年度子育て支援推進関連予算
- ・「子育てしやすい福島県づくり条例」
- ・「福島県子どもを虐待から守る条例」

令和 7 年度子育て支援推進関連予算

子育て支援推進関連予算額計 51,158,862 千円

(R6 年度 65,813,173 千円)

基本的施策Ⅰ こどもまんなかふくしまの実現に向けた重要施策

当初予算 25,311,600 千円

1	こども・若者の権利保障の推進	R7	97,300	1-1	こどもの権利の尊重と普及啓発	R7	94,927
				1-2	こども・若者の意識表明と社会参画の推進	R7	2,372
2	こども・若者の健やかな成長のための環境づくり	R7	816,043	2-1	多様な遊びや体験活動の推進	R7	1,173,292
				2-2	青少年健全育成の推進	R7	1,593
				2-3	妊娠・出産・子育てに係る正しい知識の普及啓発	R7	0
3	こどもまんなかまちづくり	R7	4,165,785				
4	こども・若者が活動できる機会づくり	R7	1,058,334				
5	こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消	R7	9,471				
6	こどもや若者への切れ目のないの保健・医療の提供	R7	221,964	6-1	プレコンセプションケアの推進	R7	112,571
				6-2	慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援	R7	109,393
7	こどもの貧困対策	R7	12,056,774				
8	援助を必要とするこどもや家庭への支援	R7	6,809,513	8-1	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	R7	5,204,218
				8-2	児童虐待防止対策の強化	R7	1,267,858
				8-3	社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援	R7	486,381
				8-4	ヤングケアラーへの支援	R7	850,423
9	犯罪などの危険からこどもを守る取組	R7	76,416				

※項目間で事業が重複しているため、小項目や中項目の合計値は、中項目や大項目の合計値と一致しない場合があります。

基本的施策Ⅱ こどもの育ちに応じた施策

当初予算 5,424,381 千円

単位(千円)			
1	こどもの誕生前から幼児期まで	R7	2,235,588
1-1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	R7	2,246,855
1-2	こどもの育ちの保障と遊びの充実	R7	11,370,360
2	学童期・思春期	R7	1,697,436
2-1	こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実	R7	1,805,038
2-2	こどもの居場所づくり	R7	280,132
2-3	小児医療体制やこころのケアの充実	R7	411,012
2-4	将来の自立に向けた情報提供や教育	R7	423,038
2-5	いじめの防止と不登校のこどもへの支援	R7	307,155
3	青年期	R7	1,491,357
3-1	高等教育の就学支援やキャリア形成支援	R7	1,930,816
3-2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定	R7	1,114,152
3-3	出会い・結婚の希望をかなえる支援の充実	R7	386,284
3-4	悩みや不安を抱える若者やその家族への支援	R7	66,312

基本的施策Ⅲ 家族をまるごと応援するための施策

当初予算 15,251,726 千円

1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減	R7	9,578,361
2	地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援	R7	3,880,667
3	仕事と育児の両立、共働き・共育での推進	R7	414,306
4	ひとり親家庭への支援	R7	1,378,392

基本的施策Ⅳ 東日本大震災からの復興

当初予算 5,171,155 円

単位(千円)			
1	震災からの復興に向けた取組の支援	R7	447,586
2	こどもの安全を支えるための取組の推進	R7	4,723,569

子育てしやすい福島県づくり条例

平成二十二年十二月二十四日

福島県条例第八十号

改正 平成二十五年一〇月十一日条例第七十二号

子どもは、いつの時代においても「社会の宝」であり、「未来への希望」です。将来の福島県を担う子どもが、家庭や地域の愛に包まれながら、心身ともに健やかに育つことは、私たち福島県民すべての願いです。

しかしながら、近年の子育てを取り巻く環境は、核家族化や少子化、さらには急激な都市化の進行により、大きく変化し、子育てしている家庭の孤立化を招くとともに、子育ての不安や負担が増大しており、それらの解消が大きな課題となっています。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の子どもと家庭を取り巻く環境に深刻かつ重大な変化をもたらしました。

多くの子ども達が県内外への避難を余儀なくされ、中でも母子避難による二重生活は、家庭生活の在り方自体に影響を与えているほか、放射線の影響による健康上の不安、屋外活動の制限による体験活動機会の減少など、新たな課題を抱えることとなりました。

これらの課題に対応し、一日も早く安心して暮らせる福島県を取り戻すためには、本県の子育て環境の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開することが重要であるとともに、人と人との絆やふるさとを愛する心を育むことが大切です。

幸い、本県では、厳しくも豊かな自然や地域の伝統、文化により実直で他者を思いやる県民性がはぐくまれ、また、人づくりが地域の発展の礎との考えから、いにしえより子どもの教育に地域全体で力を入れてきた歴史があります。

例えば、江戸時代の会津藩の「^{じゅう}仕の^{おきて}掟」は、藩校日新館に入る前の幼少の子どもへの教えであり、うそを言ったり、弱いものをいじめたりしてはいけないなど、現代にも通じる内容が含まれており、子どもの健やかな成長を願う心として会津地域の人々に受け継がれています。本県における子育てを考えると、大切な精神文化の一つであると思われます。

このような歴史を有する本県において、今日、県民が安心して子どもを生み、

育てることができ、子育ての喜びや楽しみが実感できる環境を確立するためには、仕事と生活が調和し、子育ての基盤となる家庭が円満となるよう、家族が互いのきずなを確かめ合い、保護者と子どもが共に育ち合うという考え方が重要です。また、地域における人と人とのつながりを深め、行政機関はもとより、県民、事業主、関係機関、関係団体などが相互に連携と協力をして、社会全体で子育てをしていくことが求められています。

そのため、福島県は、子育て支援についての基本的な考え方を明らかにし、県民一人一人が子どもに対する深い愛情と子育てに対する使命感を持ち、県民誰もが「子育てしやすい福島県」を実感できる社会を築くため、この条例を制定します。

(平二五条例七二・一部改正)

(目的)

第一条 この条例は、子育て支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業主及び保護者の役割を明らかにするとともに、子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援を推進し、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とします。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体の取組をいいます。
- 二 子ども 十八歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除きます。）をいいます。
- 三 保護者 親権者、未成年後見人その他現に子どもを保護、監督する者をいいます。

(基本理念)

第三条 子育て支援は、次に掲げる事項を踏まえて、社会全体で推進されなければなりません。

- 一 子どもの権利及び利益が尊重され、子どもが家庭や社会の一員として健やかに成長できるよう配慮すること。
- 二 家庭は子どもが育つ基盤であり、保護者が、子育てについての第一義的責任を有するものであること。
- 三 県、市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体が相互に連携し、協力すること。
- 四 東日本大震災により、深刻な影響を受けている本県の子育て環境の復興再生のため、積極的に対策を進めること。

(平二五条例七二・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」といいます。）に基づき、子育て支援に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有します。

(県民及び地域社会の役割)

第五条 県民及び地域社会を構成するものは、基本理念に基づき、子育て支援の重要性について関心を持ち、理解を深め、県民と地域社会が一体となって、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(事業主の役割)

- 第六条** 事業主は、基本理念に基づき、その雇用する者の仕事と生活の調和が図られるように必要な雇用環境の整備に努めるものとしします。
- 2 事業主は、県及び市町村が実施する子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとしします。

(保護者の役割)

第七条 保護者は、基本理念に基づき、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとしします。

（基本的施策等）

第八条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を推進するため、次に掲げる施策を実施するものとします。

- 一 子ども及び子どもを生み、育てる者の保健医療体制の充実及び健康の増進を図ること。
- 二 子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図ること。
- 三 子どもを生み、育てる者に対する相談又は情報提供を行う体制の整備を図ること。
- 四 子ども及び子どもを生み、育てる者に配慮した居住環境その他の生活環境の整備を図ること。
- 五 子どもを生み、育てる者の仕事と生活の調和が図られるよう支援すること。
- 六 命の大切さ、子育ての意義及び子育てにおける家庭の果たす役割について、教育及び啓発を行うこと。
- 七 障がいのある子ども及びその家庭への支援その他の援助を必要とする子ども及び家庭への支援を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関する必要な施策

2 前項に規定するもののほか、県は、東日本大震災からの子育て環境の復興再生に向けて、次に掲げる施策を実施するものとします。

- 一 子どもの健康への影響に配慮し、長期にわたる健康管理及び保健医療体制の充実を図ること。
- 二 子どもの健やかな成長への影響に配慮し、子どもの活動の場等の環境整備に努めること。
- 三 子どもの日常生活への影響に配慮し、子どもの生活環境の改善に努めること。

（平二五条例七二・一部改正）

（基本計画の策定）

第九条 知事は、前条各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2 基本計画は、子育て支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。

- 3 知事は、基本計画を策定し、又は変更するにあたっては、県民の意見を反映させるために必要な措置をとるものとします。
- 4 知事は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。

（推進体制の整備）

第十条 県は、子育て支援に関する施策を市町村、県民、事業主その他子育てに関係する機関又は団体との連携の下に推進するため、必要な体制を整備するものとします。

（財政上の措置）

第十一条 県は、子育て支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置をとるものとします。

（年次報告）

第十二条 知事は、毎年、福島県議会に、基本計画に基づいて実施した施策について報告しなければなりません。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第十二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行します。
- 2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第九条第一項の規定により定められている計画は、第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなします。

附 則（平成二五年条例第七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

福島県子どもを虐待から守る条例

令和二年三月二十四日

福島県条例第三十号

将来を担う子どもたちは、かけがえのない存在であり、全ての子どもが、幸せな日々を送り、成長していく権利を有しており、それを守り育てていくことが社会全体の責務である。

しかしながら、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たない。また、本県では、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化などにより、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえて、子育て家庭を支援していくことが求められている。

さらに、虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、将来親となったときに子どもを温かく育むことができるような支援が必要となる。

子どもに対する虐待は、重大な人権の侵害であり、いかなる理由があろうとも、決して許されないことである。

こうした認識の下、社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、市町村、保護者、県民及び関係機関等の責務及び役割を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の日本を担う子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

号に定めるところによる。

一 子ども 十八歳に満たない者をいう。

二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

三 虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条の児童虐待をいう。

四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定するものをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定するものをいう。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、弁護士、民生・児童委員、女性相談支援センターの職員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

（基本理念）

第三条 虐待は、子どもに対する著しい人権の侵害であり、いかなる理由があっても許されないものであるとの認識の下に、社会全体でその防止が図られなければならない。

2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの最善の利益を考慮しなければならない。

3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、県民、市町村及び関係機関等の地域の様々な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

4 虐待防止に関する施策及び取組は、子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待を防止する上で重要であるとの認識の下に行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村及び関係機関等が実施する虐待防止に関する施策及び取組について必要な支援を行うものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携を図りながら、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものとする。

（保護者の責務等）

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、いかなる理由があろうとも虐待を行ってはならない。

- 2 保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。
- 3 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することについての第一義的責任を有することを深く認識しなければならない。
- 4 保護者は、子育てに関する悩みがあるときは、身近な人、県、市町村若しくは関係機関等に相談し、又は助言その他の支援を受けるなど、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

（県民の役割等）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、虐待未然防止の施策に協力し、また、子育て中の家庭を孤立させないよう地域社会で見守る体制づくりに努めるものとする。

（関係機関等の役割）

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、その専門的な知識及び経験を生かし、子ども及びその保護者に対する支援を行うよう努めなければならない。

- 2 関係機関等のうち、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者は、健康診査、診療、保健指導等の機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握並びに虐待の予防、早期発見及び支援に努めるものとする。

- 3 関係機関等のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(連携及び協働)

第九条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、市町村、教育委員会、保健所、児童相談所、警察その他の関係機関相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、必要に応じ、県民、関係機関等、地域において子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定するものをいう。）その他の団体の協力を求めるものとする。

- 2 県は、子どもと家庭を支援し、虐待を防止するための関係機関等の連携を充実させるため、市町村が設置する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の運営について、必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、配偶者に対する暴力による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもと配偶者からの暴力を受けた者を支援するものとする。

(基本計画)

第十条 知事は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めるものとする。

- 2 前項の計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子どもを虐待から守ることに関する施策についての基本的な方針
 - 二 子どもを虐待から守ることに関する目標
 - 三 妊娠期からの総合的な子育て支援に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、毎年度、子どもを虐待から守ることに関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。
- 4 知事は、前項の報告書を作成するに当たっては、市町村及び関係機関等に対し、必要な報告を求めることができる。

第二章 未然防止

(未然防止)

- 第十一条** 県は、虐待の未然防止に資するため、子育て中の家庭に対する相談の実施、情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、学校その他子どもの活動場所において、子どもに対し、子ども自身が権利の主体であり、その権利は擁護されると認識するための人権教育及び啓発活動並びに権利侵害に関する相談先等の情報提供を行うものとする。
- 4 県は、若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための教育及び啓発活動並びに妊娠及び出産に関する相談先その他の情報提供を行うものとする。
- 5 県は、医療機関及び市町村と連携し、予期しない妊娠に悩む者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、必要な支援及び医療を受ける機会を確保させるための啓発活動及び情報提供を行うものとする。
- 6 県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。

(啓発活動)

- 第十二条** 県は、子どもを虐待から守ることについて、県民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。
- 2 県は、教育機関等が実施する虐待を防止する人権教育又は啓発活動の推進を図るため、市町村と連携し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 子どもを虐待から守ることに関する県民の関心及び理解を深めるため、毎年十一月を虐待防止推進月間とする。

第三章 虐待の早期発見及び早期対応

(早期発見)

- 第十三条** 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。
- 2 県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、

虐待を受けた子ども、虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を整備するものとする。

（通告に係る対応等）

第十四条 児童相談所長は、虐待に係る通告又は相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最も優先して行動しなければならない。

- 2 児童相談所長は、虐待に係る通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。
- 3 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認しなければならない。

（通告に係る体制の整備等）

第十五条 県は、市町村と連携し、通告を常時受けることができる体制の整備に努めなければならない。

- 2 県は、虐待に係る通告又は相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

（安全の確認及び確保）

第十六条 知事は、法第九条第一項の規定による立入調査等、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問に際しては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

- 2 児童相談所長は、安全確認措置を行おうとする場合又は法第八条第二項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合においては、子どもの生命を守ることを最も優先し、適切に権限を行使するとともに、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。
- 3 保護者又は子どもと同居関係にある者は、安全確認措置に協力しなければならない。
- 4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近

隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

（情報の共有）

第十七条 県は、虐待の早期発見及び早期対応のため、関係する機関の相互間における虐待に関する情報の共有を図るための連携協力体制の整備に努めるものとする。

第四章 援助、指導及び支援

（虐待を受けた子どもに対する援助等）

第十八条 県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、将来親となったときに温かく子どもに関わることができるよう、関係機関等と連携して取り組むものとする。

（保護者に対する支援）

第十九条 県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心できる家庭環境を形成し、再び虐待を行うことがないよう、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

（医療機関との連携協力体制の整備）

第二十条 県は、虐待を受けた子どもがその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。

（社会的養護の充実等）

第二十一条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設等の確保並びにこれらの施設における家庭的な養育環境の整備、より専門的で高度な受け入れ体制の整備及び施設職員の資質向上に取り組むものとする。

2 県は、家庭的養護を推進するため、里親制度の普及啓発を図るとともに、

養育里親又は専門里親の養成、専門知識を高める研修等を通して、里親による養育の充実等に努めるものとする。

（児童相談所の体制強化）

第二十二条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策の推進を図るため、いかなる状況にあっても、子どもの危機的状況に迅速に対応できるよう、各児童相談所の管轄区域における人口、児童虐待相談対応件数、交通事情等を踏まえ、児童福祉司その他の専門的知識を有する職員を手厚く配置し、児童相談所の体制を強化するものとする。

2 県は、児童相談所を利用する子ども及び保護者が安心して相談できるとともに、一時保護された子どもが安らぎ癒やされるよう、施設等環境の整備に努めるものとする。

（子ども自身による安全確保への支援）

第二十三条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町村及び関係機関等と連携し、子どもに対し、教育、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（自立支援の充実）

第二十四条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により、里親への委託、児童養護施設への入所その他の措置を講じた場合において、これらの措置を受けた者に対し、円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

第五章 人材の育成等

（人材の育成）

第二十五条 県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。

2 県は、地域における子どもを虐待から守ることに関する活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(調査研究)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守る施策及び取組を効果的に推進するための方策について調査研究を行うものとする。

第六章 雑則

(財政上の措置)

第二十七条 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第五八号)

この条例は、令和六年四月一日から施行する。